

公益財団法人 日本少年野球連盟の手引



関係者以外 複製禁止

2024

公益財団法人 日本少年野球連盟

目 次

▷公益財団法人日本少年野球連盟定款	3
▷公益財団法人日本少年野球連盟 組織図	10
▷定款施行細則	12
▷監事監査規程	18
▷賛助会制度規定	20
▷特定費用準備資金等取扱規定	21
▷加盟団体規約	23
▷負担金規約	24
▷大会および試合規約	25
▷公益財団法人日本少年野球連盟 ブロック規約	26
▷公益財団法人日本少年野球連盟 支部規約	30
▷指導者ライセンス制度運用規定	32
▷指導者ライセンス制度運用細則	33
▷倫理・懲戒規定	34
▷加盟希望チームの審査要項	36
▷公益財団法人日本少年野球連盟主催大会規定	37
▷地区大会開催規定	41
▷大会審査要項	44
▷中学生投手の投球制限ガイドライン	45
▷中学生選手の障害予防のための指導者の義務	45
▷小学生投手の投球制限ガイドライン	46
▷特別規定	49
▷チーム、選手の遵守事項	52
▷熱中症とAEDについて	56
▷協議会等の所属に関する基準	59
▷審判規定	60
▷公益財団法人ボーイズリーグ・チーム旗基準規定	65
▷野球競技場区画線(グラウンド・ライン)	66
▷スポーツ安全保険	68

公益財団法人日本少年野球連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、公益財団法人日本少年野球連盟（愛称：ボーイズリーグ）といい、英文では、Japan Boys League Baseball Foundation (J.B.L.) という。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 本財団は、理事会の決議によって、従たる事務所、ブロック及び支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、ボーイズリーグを通じ、硬式野球を愛好する少年に正しい野球のあり方を指導し、野球を通じて心身の錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、もって次代を担う少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、本邦及び海外において、次の事業を行う。

- (1) 少年野球の振興及び指導
- (2) 少年に適した野球の調査、研究、普及
- (3) 少年野球に関する全国規模及び地区別の各種国内大会の開催並びに後援
- (4) 少年野球に関する各種国際大会、国際親善試合及び国際会議の開催並びにこれらに対する代表等の選考及び派遣
- (5) 少年野球の指導者、審判等の養成
- (6) 少年野球を発展させるための出版物及び物品の頒布
- (7) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本財団の公益財団法人移行登記日前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第6条 本財団の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会で定める。

(事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 9 条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (5) その他法令で定める帳簿及び書類

3 第 1 項及び第 2 項の書類については、毎事業年度終了後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 11 条 本財団に評議員 15 名以上 20 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員の選任は、その選任が議案となる評議員会の開催日の 1 か月前までに書面で届出のあった候補者中より選任する。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭やその他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政庁の認可を要する法人をいう)

4 評議員は、本財団又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第14条 評議員は原則、無報酬とする。ただし、評議員会等開催の都度、各年度の総額が1人あたり年間10万円を超えない範囲で評議員会において別に定める支給基準に基づき報酬を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 評議員の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告するべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人として選出された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第24条 法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第6章 役員

(役員の数)

第25条 本財団は、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
- (2) 監事2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名以上2名以内を副会長、1名以上3名以内を専務理事、1名以上4名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事、副会長を法人法上の業務執行理事とし、専務理事及び常務理事は法人法上の理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たっては、第12条第2項及び第3項を準用する。この場合において「評議員」とあるのはそれぞれ「理事」「監事」と読み替えるものとする。

3 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。またこれらの者は評議員を兼ねることはできない。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 会長、理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員報酬)

第 31 条 理事及び監事は、原則、無報酬とする。ただし、各年度の総額が1人当たり年間20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給基準に基づき、報酬を支払うことができる。また、常勤の者については、各年度の総額が1人当たり年間360万円を超えない範囲において評議員会において別に定める支給基準に従って報酬等を支給することができる。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引

(3) 本財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間に於ける本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引について重要な事実を、当該取引後遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 33 条 本財団は、役員（役員であった者を含む）の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本財団は、本財団又はその子法人の業務執行理事、使用人でなく、かつ過去にこれらとなったことがない外部理事又はその子法人の理事又は使用人となったことがない外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、法人法第198条において準用される第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める職務

(開 催)

第 36 条 理事会は、定例理事会として毎年 2 回開催するほか、必要がある場合に、臨時理事会を開催する。

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会において報告することを要しない。

- 2 前項の規定は第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議 長)

第 41 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席していないときは、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第 43 条 法令又は定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解 散)

第 45 条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本財団が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる者に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法・その他

(公告の方法)

第 48 条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(事務局)

第 49 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(財団の運営)

第 50 条 本定款に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与の委嘱)

第 51 条 本財団に任意の機関として、名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本財団の会長、副会長又は専務理事であった者及び学識経験者のうちから、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 4 顧問は、本財団の理事又は監事であった者又は本財団に対して特に功労のあった者のうちから、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。会長は、顧問として推薦された者のうちから、名誉顧問又は特別顧問に指名することができる。特別顧問は、本財団の理事又は監事を 5 期以上、もしくは常務理事を務めた者で本財団に対して特に功労のあった者のうちから、会長が指名するものとする。
- 5 参与は、本財団の評議員であった者又は本財団に対して功労のあった者のうちから、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 6 名誉会長、相談役及び特別顧問は、会長に対し必要な助言をなし、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 7 顧問及び参与は、会長又は理事会が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べるることができる。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与の任期)

第 52 条 名誉会長、相談役、顧問及び参与の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

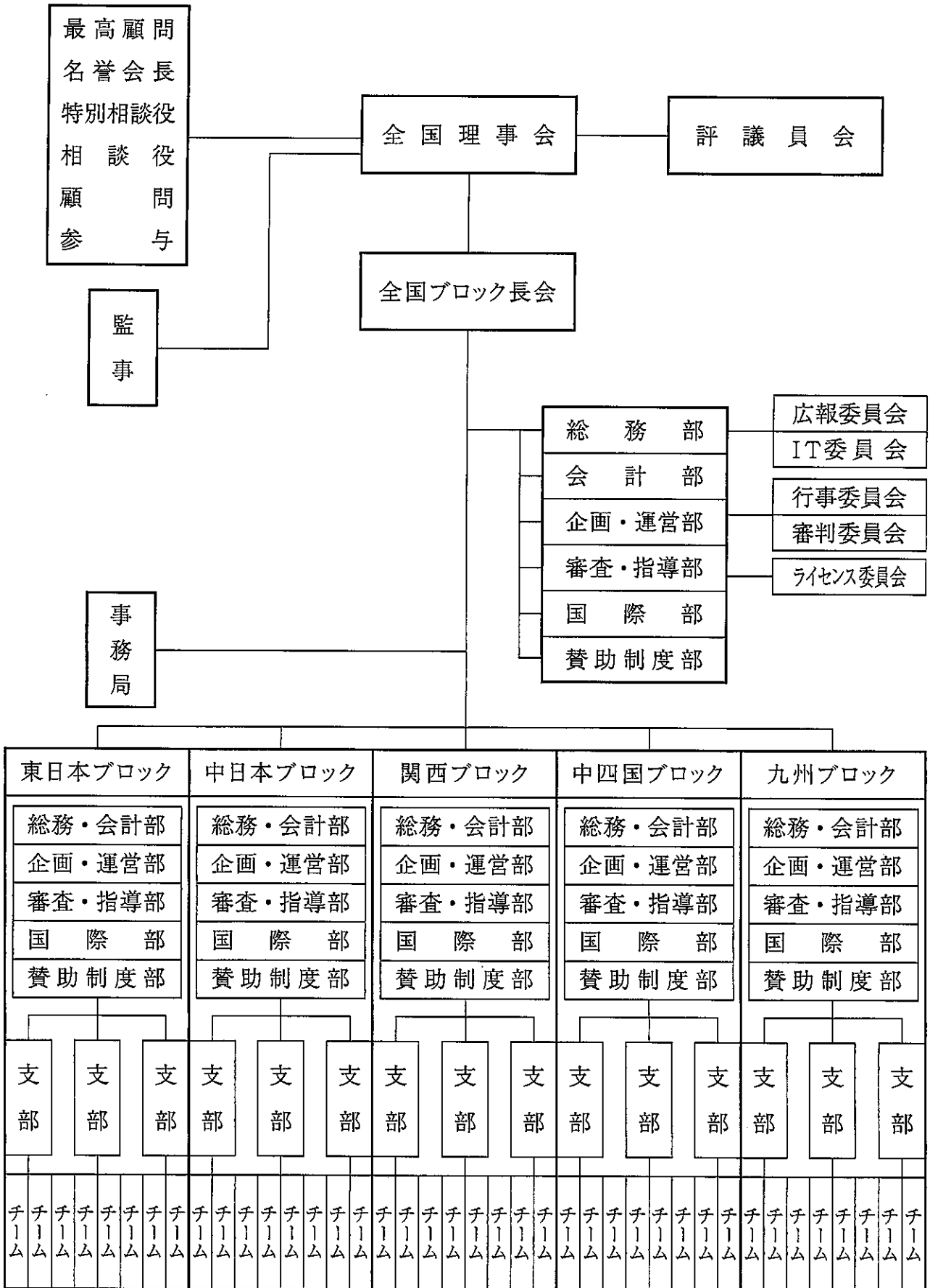
- 2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、無報酬とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この定款の施行についての細則は、理事会の決議によって別に定める。
- 4 本財団の最初の会長は藤田英輝とする。
- 5 本財団の最初の評議員は、第 12 条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

安中 達雄	山澤 昇	山中 哲也	三浦 重人	加藤 隆紀
堀内 健	岩田 昇	寺島 政夫	松本 行弘	涌波 康博
小林 恵二	井坂 六男	安藤 忠正	大冨 肇	林 好和
伊藤 孝平	田住 浩	田尻 茂敏	伊地知三徳	坂田 政廣

公益財団法人日本少年野球連盟組織図



定款施行細則

平成24年8月1日制定
平成25年2月24日一部改正
平成28年12月11日一部改正
令和2年12月28日一部改正
令和5年2月26日一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下、「連盟」という）定款附則第3項に基づき本連盟の運営に関し必要なことを定める。

第2章 理事会の運営

(理事会の運営)

第2条 連盟の運営をスムーズに行うため理事会の下にブロック長会を設置する。また一般業務を処理するために総務部、会計部、企画・運営部、審査・指導部、国際部、賛助制度部を置き、理事が分担してその業務にあたる。

1. 各ブロックの理事候補推薦者数は、東日本5、中日本3、関西6、中四国2、九州3とし、別枠で理事会推薦の代表理事（会長）1の計20名以内とする。
2. 理事待遇の推薦候補者数は、前項の各ブロック推薦理事数（19）以内とする。

(理事会の業務)

第3条 理事会は定款第35条の権限を行う業務執行の決定・監督機関として、ブロック長会、または各部で討議された議案の他、連盟の重要案件について審議、決定する。

1. 理事の候補者の選出は、①現役の理事、理事待遇②支部長経験者③連盟組織体系に定める委員会における委員長以上のブロック役員の候補者の中から、各ブロックの推薦が必要で、各ブロックの支部長の無記名投票によって選出する。理事待遇の候補者の選出は、原則として前記理事の候補者の選出に準ずる。

(理事待遇)

第4条 理事会において連盟又は各ブロックの役員および支部長の中から若干名の理事待遇を推薦し、会長が委嘱する。理事待遇は必要に応じて理事会に出席し、議決権はないが、審議に加わり、意見を述べる事が出来る。このほか、会長から各部の副部長に指名された理事待遇はその業務を遂行する。任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠または追加で委嘱する場合は、他の理事待遇の残任期間とする。理事待遇に選任された支部長は、できる限り速やかに後任の支部長と交代すること。

第3章 ブロック長会の運営と業務

(ブロック長会の運営)

第5条 ブロック長は各ブロックから1名を選任し、理事会の承認を経て会長が任命する。ブロック長は原則として専務理事または常務理事が担当する。

(ブロック長会の構成員)

第6条 ブロック長会は会長、副会長の他、ブロック長で構成する。

2. ブロック長会議長は、会長とする。

3. 名誉会長、ブロック長以外の専務理事及び常務理事はオブザーバーとしてブロック長会に参加できるが、議決権はない。

(ブロック長会の招集)

第 7 条 ブロック長会は原則として毎月 1 回開催し、連盟会長が会議を招集する。

(ブロック長会の業務)

第 8 条 ブロック長会は全国各支部の声を広く反映するとともに、直面するあらゆる問題点を審議、検討し、理事会に具申する。

2. ブロック長会は急を要する案件について稟議書を回付し、理事に意見を聞くことが出来る。

(ブロック長の任期)

第 9 条 ブロック長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任されたブロック長の任期は、前任者又は他のブロック長の残任期間とする。

(ブロック長の業務)

第 10 条 ブロック長の業務はブロック規約による。

第 4 章 各部、各委員会の業務

(関連各部の業務分担)

第 11 条 連盟の必要な一般業務を処理するためブロック長会とは別に次の各部を設置し、理事が分担してその業務にあたる。各部には連盟会長が任命し、理事会で承認された部長、副部長を置くことができる。原則として部長は常務理事、副部長は理事または理事待遇が担当する。

1. 総務部 2. 会計部 3. 企画・運営部 4. 審査・指導部 5. 国際部 6. 賛助制度部

(各部の業務)

第 12 条 前条で設置する各部の分担業務は次のとおりとする。

1. 総務部

- (1) 理事会に関する一切の業務
- (2) 評議員会に関する一切の業務
- (3) ブロック長会に関する一切の業務
- (4) 規定類の作成および改訂
 - ① 定款
 - ② 定款施行細則
 - ③ 加盟団体規約
 - ④ 負担金規約
 - ⑤ ブロック規約
 - ⑥ 支部規約
 - ⑦ 新規加盟チームの審査要項
 - ⑧ チーム旗基準規定
 - ⑨ 公印取扱い規程
 - ⑩ 事務処理規程
- (5) 組織図の作成および改訂
- (6) 連盟の手引
- (7) 新規加盟チームの審査、承認についての集約および書類保管

- (8) ブロックおよび支部総会資料のチェックおよび保管
- (9) 広報に関する業務
- (10) IT に関する業務
- (11) 情報、記録に関する業務
- (12) 指導者の手引きの作成（企画運営部、審査・指導部と協議）
- (13) 関連各部との協議
- (14) 各部に属さない業務

2. 会計部

- (1) 年度予算書
- (2) 年度決算書
- (3) ブロックおよび支部総会資料のうち決算書および予算のチェック
- (4) 連盟主催大会、国際大会、主たる行事等の会計報告チェック
- (5) 会計処理規程
- (6) 会計伝票類のチェック（事務局と連携）

3. 企画・運営部

- (1) 連盟主催大会のうち全国大会（春季大会、選手権大会、鶴岡一人記念大会）の企画立案
- (2) 大会の規定および試合規約の作成、改訂
- (3) 大会審査要項
- (4) 特別規定
- (5) 交流大会の総括
- (6) 連盟本部の年間事業計画、事業報告の集約及び書類保管（事務局と連携）
- (7) 審判に関する業務総括
- (8) 連盟主催大会の年間予算および決算書についての集約および書類保管（事務局と連携）
- (9) ルールの策定（行事委員会並びに審判委員会と協議）

4. 審査・指導部

- (1) 規則、規定違反に関する事項
- (2) ブロック、支部、チームの運営および休部チームの指導（ブロック長と協議）
- (3) 指導者ライセンス委員会に関する業務総括
- (4) 苦情処理（ブロック長と協議）

5. 国際部

- (1) 世界大会および国際交流試合の企画立案
- (2) 上記大会の予算案および決算案作成
- (3) 国際親善に関する一切の業務

6. 賛助制度部

賛助会に関する一切の業務

（各委員会の設置）

第 13 条 総務部の中に広報委員会と IT 委員会を、企画・運営部の中に行事委員会と審判委員会を、審査・指導部の中に指導者ライセンス委員会を設置する。

各委員会の担当業務は、以下のとおりとする。

〔総務部 広報委員会〕

- ① 内外全ての広報活動に係る業務
- ② ホームページの更新に関わる情報提供

- ③ 大会速報の実施と各媒体への結果配信
- ④ ボーイズリーグニュースに係る一切の業務
- ⑤ 広報に係る各マスコミへの対応
- ⑥ ホームページを活用しての大会トーナメント表の提供
- ⑦ 連盟・ブロック・支部記念誌、PRパンフレット等の作成、発行
- ⑧ LIVE配信活動業務

[総務部 IT委員会]

- ① 情報通信に係る一切の業務
- ② ホームページの制作・策定・管理業務
- ③ 各登録及び大会速報に関するシステムの制作・策定・管理業務
- ④ LIVE配信の企画開発管理業務
- ⑤ 情報共有の管理業務
- ⑥ アプリ等でのシステムの計画立案・制作・提供

[企画・運営部 行事委員会]

- ① 全国大会計画書、パンフレット、ポスターの作成
- ② 全国大会予算書および決算書の作成
- ③ 全国大会運営に関する一切の業務
- ④ 交流大会の運営

[企画・運営部 審判委員会]

- ① 審判講習会及び認定委員会
- ② 連盟審判員会議
- ③ 連盟、支部審判登録者名簿の作成
- ④ 全国大会の審判員要請および配置
- ⑤ 審判規定の作成
- ⑥ 審判員の手引き
- ⑦ 審判員の遵守事項

[審査・指導部 指導者ライセンス委員会]

- ① 指導者ライセンス習得講習会の企画、運営
- ② 指導者ライセンス証の交付（ブロック長と協議）
- ③ 指導者ライセンスの停止、失効の提言
- ④ スポーツ障害に関する調査及び予防対策

(委員会・プロジェクトチームの設置)

第14条 企画・運営部以外の各部に関しても必要と認められる時は、理事会の承認を経て委員会またはプロジェクトチームを設置することができる。

(関連各部、各委員会の担当理事および理事待遇)

第15条 連盟会長は理事会の承認を経て、理事、理事待遇を本細則第11条で設置する各部、同第13条および第14条で設置する各委員会またはプロジェクトチームに所属させ、その業務を分担させることができる。

(招集)

第16条 各部会を開催するときは部長が招集する。但し、部長が欠けたとき、もしくは緊急の必要があるときは、副部長が招集することができる。

2. 必要あるときは、ブロックの部長を出席させることができる。

(議 事)

第 17 条 各部会の議事は、出席部員の過半数でこれを決する。但し可否同数のときは部長の決するところによる。

2. 前条および本条第 1 項は、委員会およびプロジェクトチームの招集およびに議事に準用する。

(案件の実施)

第 18 条 各部で企画、立案または決定した案件はブロック長会で審議し、理事会の承認または了解を経て実施するものとする。

(任 期)

第 19 条 選任された各部長、副部長、部員の任期は 2 年とする。部員に欠員が出来たときは補欠部員を選任することが出来る。補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項は委員の任期に準用する。

(評議員、役員の定年制)

第 20 条 定款第 12 条および第 26 条に基づく評議員および役員の選出または推薦については、次の基準に従うものとする。

1. 評議員

70 歳定年制を実施し、70 歳を超えて再任はできない。

2. 理 事

会長を除く理事の定年は 70 歳とし、70 歳を超えて再任は出来ない。但し会長が推薦し、評議員会の承認を得た者は一期に限り延長できるものとする。また、代表理事(会長)候補者は、理事会が推薦し評議委員会において承認された場合は、70 歳を超えて理事となることができる。

3. 監 事

原則として 75 歳定年とするが、評議員会の承認があれば定年を延長できるものとする。

(名誉会長、相談役、名誉顧問、顧問、参与の委嘱期間)

第 21 条 顧問および参与を委嘱された者の期間は、3 期 6 年以内とする。但し委嘱期間を過ぎた顧問で特に功労があったと認められる者は、名誉顧問とすることができる。名誉会長、相談役、名誉顧問は、委嘱期間を限定しない。

(理事の兼務制限)

第 22 条 理事は、公正な立場で職務に当たらなければならない。従って支部の役員、チームの代表との兼務を禁止する。但し、やむを得ない事情のあるときは、理事会の承認により若干の期間、兼務を認める。

(支部担当連盟役員)

第 23 条 各支部を担当する支部担当連盟役員は、原則として理事、理事待遇の中からブロック長が人選し、理事会の承認を経て会長が委嘱するものとする。

2. 支部担当連盟役員は支部の指導にあたりるとともに支部運営に協力する。

3. 支部担当連盟役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し、補欠または追加で委嘱する場合は、前任者の残任期間とする。

4. 支部担当役員は出身支部を担当することはできない。但し、北海道、東北及び沖縄はこの限りではない。

(顧問、参与の推薦基準)

第 24 条 参与は会長が委嘱する。

(連盟事務局の業務)

第 25 条

- (1) 評議員会、理事会、全国ブロック長会、各種委員会等の議事録作成
- (2) 公印管理
- (3) 連盟指定業者連絡、契約書作成
- (4) 行政庁への書類提出など一切の業務
- (5) マスコミ各社、日本野球連盟、高等学校野球連盟への対応
- (6) 日本野球連盟の加盟団体普及および振興補助費交付申請
- (7) チームおよび選手登録数の管理
- (8) 指導者登録、管理
- (9) 物品管理、用品管理、発送、仕入れ、在庫管理
- (10) 会計伝票処理に関する業務
- (11) 出納管理
- (12) 関係書類の全ての管理
- (13) 連盟の業務に関する連絡、報告
- (14) その他、事務処理に関する一切の業務

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下「当法人」という。）の監事の監査につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、この法人の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もってこの法人の発展に応えとともに、この法人の公益法人としての社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2. 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき。
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき。
- (4) 著しく不当な事実があるとき。

3. 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査計画)

第4条 監事は、毎事業年度において、監査の実施日時、監査事項等についての監査計画を監事間で協議により作成するものとする。

(理事会への出席)

第5条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2. 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第6条 監事は、必要があると認めるときは、招集権者たる理事に対し、理事会の招集を請求することができる。なお、その請求があった日から5日以内に理事会の招集の通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第8条 監事は、理事が評議員会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(評議員会における説明義務)

第 9 条 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第 10 条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第 11 条 監事は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書、並びに財産目録を監査する。

(監査報告書)

第 12 条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

2. 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3. 監事は、前項の監査報告書を会長に提出する。

附則

1. この規程は、平成30年11月9日実施の内閣府の指導により作成し、平成30年12月9日の理事会で決定し、即日実施する。

賛助会制度規定

2014年4月1日施行

2024年1月1日改定

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、公益財団法人日本少年野球連盟定款第 4 条 7 項の規定に基づき公益財団法人日本少年野球連盟（以下「ボーイズリーグ」という）賛助会制度について必要な事項を定め、もって関係者のボーイズリーグに対する協力、理解を高めることにより本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

(賛助会員)

第 2 条 賛助会員は、ボーイズリーグの目的および事業の円滑な実施に賛同する個人、法人、団体で会長の承認を得たものとする。
2. 賛助会員の資格の期間は、入会月から起算して 1 年間とするが、継続して 2 年目以降も入会を妨げるものではない。

(入会手続き)

第 3 条 賛助会員になろうとする個人、法人、団体は入会申込書に次条に規定する会費を添えるか、指定する口座に会費を振り込み、入会の手続きをしなければならない。

(会 費)

第 4 条 賛助会員の会費は次の通りとする。
(1) 個人会員 1 口 年額 3,000円
(2) 法人、団体会員 1 口 年額 10,000円
2. 前項に規定する会費 1 口以上とし口数、金額は問いません。

(会員の特典)

第 5 条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。
(1) ボーイズリーグが発行するボーイズリーグニュースの配布を別途規定に従って無料で受けることが出来る。
(2) ボーイズリーグのホームページに賛助会員としての個人名および法人名、団体名を掲載することが出来る。
また、法人においては、URLのリンクも可能。
(3) ボーイズリーグが主催する大会、講習会等の情報提供を受けることが出来る。
(4) その他

(会費の用途)

第 6 条 第 4 条に規定する会費は原則として毎事業年度における当該年度の事業に使用する。

(資格喪失)

第 7 条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合、資格を喪失する。
(1) ボーイズリーグの事業を妨げようとした会員。
(2) 故意または重大な過失または、犯罪を犯すなどボーイズリーグの信用を失わせるような行為をした会員。
(3) 反社会勢力の一員とみなされる会員。

(退 会)

第 8 条 賛助会員は、退会届をボーイズリーグに提出する事により、いつでも退会することが出来る。

(会費の返納)

第 9 条 資格損失、退会、他の場合、いかなる理由があっても既納会費は返納しない。

(改 廃)

第 10 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第 11 条 この規定の実施に関して必要な事項は、細則として別に定めるものとする。

特定費用準備資金等取扱規程

2022年1月1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下、「連盟」という。）における特定費用準備資金および特定の資産取得または改良にあてるために保有する資産の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

(1) 特定費用準備資金

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

(2) 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう。

(3) 特定費用準備資金等

上記（1）および（2）を総称する。

(原則)

第3条 この規定による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 連盟は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 連盟が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、代表理事（以下「会長」という。）は、事業毎にその資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立金額およびその積算根拠を理事会に提示し、理事会においては、次の要件を充たす場合において、事業毎に承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条

(1) 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表および財産目録上において名称を付した特定資産として他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

(2) 前項の資金は、その資金目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合において会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。また、理事会の承認を受けて各ブロック長は同様にブロック会に付議、さらに各支部長は支部会に付議してそれぞれの承認を得なければならない。積立計画の中止ならびに積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 連盟は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 連盟が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産毎に、

その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低限およびその積算根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産毎に承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得しまたは改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第 9 条

- (1) 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区別して管理する。
- (2) 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しに必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止ならびに資産取得等に必要な最低限および積立期間の変更についても同様とする。

第 4 章 公表および経理処理

(特定費用準備資金等の備え置き・閲覧)

第 10 条 連連盟は、資金の取崩しに係る手続きとともに、特定費用準備資金については積立限度額およびその積算根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額およびその積算根拠を連盟事務所に備え置き、かつ閲覧できるようにする。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第 11 条

- (1) 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項および第4項ないし第6項に基づき経理処理を行う。
- (2) 特定資産取得・改良資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき経理処理を行う。

第 5 章 雑 則

(改正)

第 12 条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

(細則)

第 13 条 本規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

(施行)

第 14 条 本規程は、2022年1月1日から施行する。

加盟団体規約

平成17年6月5日制定 平成28年2月改正 令和3年12月12日改正
平成20年3月改正 平成30年1月改正 令和5年12月10日改正
平成25年12月改正 令和2年12月28日一部改正 令和6年2月25日改正

(加盟団体)

第1条 公益財団法人日本少年野球連盟（以下、「ボーイズリーグ」という）は、定款に定める目的を理解し、本規約に従って加盟したチームをもって加盟団体とする。

(加盟手続)

第2条 ボーイズリーグに加盟しようとするチームは、所属することとなるブロック長に加盟申請書を提出し、その加盟についてのブロック長の承認を受けなければならない。

2. ボーイズリーグに加盟するチームの名称は、「地域名」に続いて「ボーイズ」を結合したものとし、「地域名」またはこれに準ずる表示以外を含まない名称でなければならない。なお、女子単独チームについては「地域名」と「ガールズ」とする。特例として「地域名」と「学校名」と「ボーイズ・ガールズ」を認める。但し、企業名、他団体名は認めない。連盟登録後のチーム変更名も同様とする。

(チーム構成)

第3条 加盟チームは、小学生の部および中学生の部の2部制とする。

2. 前項の各部は、各々単独のチームとし、各部とも代表、監督、コーチ各1名および選手11名（小学生の部は9名）以上をもって構成する。必要に応じ副代表、マネージャーを置くことができる。ただし、代表は各部を兼ねることができる。
3. チーム責任者証を保持できる者は、連盟に登録されている代表、副代表、コーチ、マネージャーとする。

(負担金)

第4条 加盟チームは、理事会の議決によって定める負担金を納入しなければならない。

(類似団体加盟の禁止)

第5条 ボーイズリーグは、品位を保持し、純粹性を堅持して、少年野球の理想を貫くため、加盟チームが他の類似団体に加盟することを禁止する。

2. 前項の規定は、公益財団法人および支部の役員、加盟チームの代表、副代表、監督、コーチ、マネージャー、選手等全員にも適用する。
3. 類似団体の判定については、理事会の議決による。

(資格喪失)

第6条 加盟チームは、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退 (2) 解散 (3) 除名

(脱退・解散)

第7条 加盟チームが脱退または解散しようとするときは、その事由を付した届出書を提出し、ブロック長の承認を得なければならない。

(除名)

第8条 加盟チームが次の各号の一に該当したときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

1. ボーイズリーグの加盟団体としての義務に違反したとき
2. ボーイズリーグの名誉を傷つけ、またはボーイズリーグの目的に違反する行為があったとき
3. 負担金を滞納したとき

(懲戒処分について)

第9条 加盟チームの構成員がボーイズリーグの規約等に違反し、またはボーイズリーグの目的に相応しくない行為を行った場合には懲戒処分を受けることがある。

(選手等の移籍)

第10条 選手等の移籍は自由とする。このことで問題が発生した場合は、支部長、支部担当連盟役員、ブロック長が速やかに裁定する。移籍が決まった場合は連盟に所定の文書を提出する。

2. チーム代表は、選手から退部届が出された場合は、2週間以内に抹消届を連盟本部に提出すること。
3. 移籍した場合は必ず新たにスポーツ安全保険に加入する。

(審判員)

第11条 加盟チームは支部審判員（BL-3）2名を推薦できる体制をつくること。また、支部審判員（BL-3）登録後2年以内に連盟登録審判員（BL-2）2名を推薦する体制も作ること。

負担金規約

平成17年6月5日制定 平成24年12月一部改正
平成20年3月一部改正 平成25年2月一部改正
平成21年1月一部改正 令和5年12月一部改正
平成24年1月一部改正

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下連盟という）の加盟団体であるチームが納入する負担金について定める。

(負担金の種類と額)

第2条 加盟チームは、下記1～5の負担金を納入しなければならない。

1. 加盟金 金 50,000円
2. チーム登録金 中学生の部 年額 金 30,000円
小学生の部 年額 金 20,000円
3. 機関紙の購読 各チームは、登録された指導者、選手数以上の機関紙を購読することとする。1カ月1部220円。
4. 選手登録金
(小学生の部)
選手1名につき年額 金 2,000円
選手登録証の有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(中学生の部)
選手1名につき年額 金 3,000円
選手登録証の有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2024年の新1年生から適用する。
経過措置として、2024年4月時点の2年・3年生、2025年4月の3年生は、金 2,000円とする。
5. 指導者登録金 年額 金 1,500円
6. チーム責任者証登録金(1枚) 年額 金 1,000円

(加盟金)

第3条 加盟金は、新規加盟に際し納入する。但し、既加盟チームにおいても、2年間チーム登録を行わないときは、チーム登録に際し再度納入しなければならない。

(チーム登録金)

第4条 大会および試合に出場しようとする加盟チームは、毎年チーム登録を行い、その指導者を届け出なければならない。
チーム登録金は、前項の登録に際し納入する。

(選手登録金)

第5条 前条のチームに所属する選手は、毎年選手登録をしなければならない。選手登録金は、前項の登録に際し納入する。

(指導者登録金)

第6条 指導者登録金は、第4条で指導者として届け出られた代表、副代表、監督、コーチ、マネージャー、審判員について、毎年納入するものとする。

(全国大会参加金)

第7条 全国大会参加金は、連盟主催による春季全国大会および選手権大会に参加する際に、その都度支部に納入する。

(納期)

第8条 負担金の納期は、次のとおりとする。

1. 加盟金 加盟届に添える
2. チーム登録金 毎年1月末日または新規加盟日
3. 選手登録金 毎年3月末日または新規加入日
4. 指導者登録金 毎年1月末日または追加登録日
5. チーム責任者証登録金 毎年1月末日または追加登録日
6. 全国大会参加金 別に指定する

(負担金の返還)

第9条 既納負担金は、理由の如何を問わず返還しない。

大会および試合規約

平成17年6月5日制定

平成20年3月改定

平成28年12月改定

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下、「連盟」という）の主催又は承認する大会および連盟所属チームの行う試合について定める。

(大会の種類)

第2条 連盟の主催する大会およびその予選を主催大会と称し、主催大会以外の大会をすべて地区大会と称する。

2. 連盟所属支部、チームまたはその母体および連盟の趣旨に賛同する団体が地区大会を主催することができる。

(大会規定)

第3条 主催大会および地区大会については、連盟の定款に従うほか、主催大会規定および地区大会開催規定並びに大会審査要項の定めるところに従うものとする。

(試合規則)

第4条 試合規則については、連盟において定める特別規則、審査要項および注意事項に従うほかは、公認野球規則に準じるものとする。

(小学生の部)

第5条 小学生の部として出場する選手は4年生以上とする。

(傷害保険)

第6条 選手は全員、連盟所定のスポーツ安全保険に加入しなければならない。

(審査カード)

第7条 選手は全員、連盟発行の審査カードを携行し、またユニフォームの左袖に連盟指定マークをつけなければならない。

(用品)

第8条 すべての野球用品は連盟指定のものを使用しなければならない。

(類似団体加盟チームとの試合)

第9条 他リーグチームとの交流試合を行う場合は、ブロック長に「他リーグとの交流試合許可願」を提出し、承認を得なければならない。なお、交流試合を行う場合、ボーイズリーグの品格を落とすような行動をとらないよう注意する。

(国際試合の企画)

第10条 国際親善試合（遠征および招聘とも）については、国際部において企画・決定し、理事会の承認を得るものとする。支部やチームが遠征および招聘を計画する場合は、ブロック長会で承認を得ることとする。

公益財団法人日本少年野球連盟ブロック規約

平成 21 年 1 月 25 日 制定 令和 2 年 2 月 28 日 一部改正
平成 28 年 12 月 11 日 改正 令和 5 年 1 月 1 日 一部改正
平成 30 年 1 月 改正 令和 6 年 1 月 1 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 このブロックは、公益財団法人日本少年野球連盟 ブロックと称する。

(事務所)

第 2 条 このブロックの事務所は、 に置く。

(目 的)

第 3 条 このブロックは、公益財団法人日本少年野球連盟（以下、「連盟」という）
定款に基づき、連盟の趣旨に則り、その目的および事業を推進するため、所属支部の動向
の掌握と、連盟の指示または通達事項の伝達とその徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 連盟の目的および趣旨に沿った定款の遵守並びに品位保持の管理
- (2) 所属支部およびチームの地区大会開催の承認および管理
- (3) 新規加盟申し込みの受付および資格審査と承認
- (4) 選抜チーム編成の場合の選手選考
- (5) その他前条目的達成のために必要と認められる一切の業務

(管 轄)

第 5 条 各ブロックは以下に記す所属支部を管轄し、管轄支部内のチームを統括する。

・東日本ブロック (14)

北海道支部、東北中央支部、東北南支部、茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、埼玉
県東支部、埼玉県西支部、千葉県支部、東京都東支部、東京都西支部、神奈川県支部、
山梨県支部、長野県支部

・中日本ブロック (8)

北陸支部、福井県支部、静岡県支部、愛知県東支部、愛知県中央支部、愛知県西支部、
岐阜県支部、三重県支部

・関西ブロック (10)

滋賀県支部、京都府支部、大阪北支部、大阪中央支部、大阪南支部、大阪阪南支部、
兵庫県東支部、兵庫県西支部、奈良県支部、和歌山県支部

・中四国ブロック (4)

岡山県支部、広島県支部、山陰支部、愛媛県支部

・九州ブロック (9)

北九州支部、福岡県北支部、福岡県南支部、西九州支部、熊本県支部、大分県支部、
宮崎県支部、鹿児島県支部、沖縄県支部

第 2 章 役 員

(役職、定数および任務)

第 6 条 このブロックに次の役員を置く。

ブロック長 1 名…ブロックを代表し、ブロックの業務を統括する。

副ブロック長	若干名…ブロック長を補佐し、ブロック長不在の場合はその職務を代理する。
会計	1名…ブロックの会計を担当し、財務一般を総括する。
監事	2名…ブロックの会計および業務を監査し、必要の都度ブロック会議に報告する。
役員	若干名…ブロック業務を分掌し、部長および委員長の職に就く。

(役員を選出)

第7条 ブロック長は原則として専務理事または常務理事の中から選任された役員を連盟理事会の承認を得て、会長が任命する。また、ブロック内に在住の理事および理事待遇は役員とし、その他の役員および監事はブロック会議において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再選重任を妨げない。

補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間と同じとする。但し、会計担当役員に選出された者の任期は、再任を含め4年以内とする。

(ブロック長の業務内容)

第9条 ブロック長の業務は原則として以下の通りとする。

- ① 所属各支部、各チームの声をしっかり把握し、ブロック長会に具申する。
- ② 理事会にはかる議案を審議し、理事会がスムーズに行えるよう準備する。
- ③ 必要に応じて臨時ブロック長会の開催を要請することが出来る。
- ④ 理事会の決定が担当ブロック内に深く浸透するよう伝達、指導する。
- ⑤ 担当ブロックおよび各支部の経理を指導、監督する。
- ⑥ 所属各支部の総会資料、意見書などを正確にチェックし、指導する。(会計報告は会計部に報告)
- ⑦ 担当支部で企画立案した行事がスムーズに行えるよう指導する。
- ⑧ 支部担当連盟役員を推薦する。(総務部に報告)
- ⑨ 担当ブロック内の新規加盟チームを審査、承認する。(総務部に報告)
- ⑩ 担当ブロック内の地区大会の申請書をチェックし、承認する。(企画・運営部に報告)
- ⑪ 担当ブロック内の他リーグとの交流大会、交流試合を審査、承認する。(企画・運営部に報告)
- ⑫ 担当する連盟主催大会の会計報告をチェックする。(会計部に報告)
- ⑬ 担当ブロック内で起こる問題(トラブル)解決に責任をもって当たる。
- ⑭ 担当ブロック内の休部チームを指導する。(審査・指導部に報告)

(構成員の義務)

第10条 ブロックの構成員は日常から連盟の目的および趣旨を理解し、常に組織の一員として良識ある行動をし、円滑なブロック運営、大会運営、所属する支部運営ならびに選手の指導、育成に寄与しなければならない。

(解任)

第11条 ブロック役員が心身に異常をきたし、業務の遂行に耐えられないと認められたとき、または特別の事情のあるときは、ブロック会議に諮り議決を経て、ブロック長会に報告し、承認を得た上で役員を解任することができる。

2. 前項に定めた議決を行うに際し、その役員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない

(指導および懲戒処分)

- 第 12 条** ブロック長は所属支部、チーム動向において連盟定款の目的達成の障害となる恐れがある場合は、対象支部、チームに対し適切な改善を指導することができる。
2. ブロック役員、所属支部の役員、チーム指導者、選手その他の関係者が連盟の規約等に違反し、または社会通念上、少年の健全育成団体の構成員として相応しくない行為を行った場合は、ブロックの審査・指導部は調査を行うとともに、該当者から事情聴取を行うことができる。
 3. ブロック長は前項における調査の結果を受けて懲戒処分相当と判断する場合は、ブロック会議の議決を経て連盟本部の審査・指導部と協議したうえで、ブロック長会に報告し、その承認を得て該当者を懲戒処分することができる。なお、ブロック会議において議決を行うについては、その該当者に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。
 4. 前項の懲戒処分の種別と内容は以下の通りとする。
 - ① 除 名 連盟の構成員から除籍する処分
 - ② 解 任 該当者の役職を解任する処分
 - ③ 謹 慎 一定期間連盟に関する活動の停止を命ずる処分
 - ④ けん責 始末書を提出させて文書で将来を戒める処分
 - ⑤ 厳重注意 口頭で厳重注意を伝達する処分
 5. 前項の懲戒処分のうち、除名、解任、謹慎に相当する事案については、倫理・懲戒規定に基づき会長が設置する懲戒委員会において審議を行う。

(執行機関)

第 13 条 このブロックの執行機関はブロック役員会とする。

(役員名簿の提出)

第 14 条 この規約にもとづくブロック役員が選出された場合には、その役員名簿を遅滞なく連盟に提出しなければならない。

第 3 章 会 議

(会 議)

- 第 15 条** 会議は、ブロック役員会およびブロック会議の 2 種とし、ブロック会議をブロックの最高議決機関とする。
2. ブロック会議はブロック役員およびブロック所属の支部長で構成され、ブロック長が必要に応じ会議を招集し議長となる。ブロック長が必要と認めるときは他の委員、関係者も出席し、意見を述べることができる。
 3. 事業年度終了 2 カ月前までにブロック会議を開催し、以下の資料を連盟に提出しなければならない。
 - (1) 次年度事業計画案
 - (2) 次年度収支予算案また、事業年度終了後 1 カ月以内にブロック会議を開催し、以下の資料を連盟に提出しなければならない。
 - (3) 前年度事業報告書
 - (4) 前年度 収支決算報告書
 - (5) 役員名簿
 - (6) その他ブロック運営に関する重要事項

4. ブロック会議は総数の3分の2以上の出席で成立し、その表決権の行使を他の出席者に委任することができる。議案の議決は出席者総数の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長が決するところとする。

第4章 組 織

(部会および委員会)

第16条 連盟本部の組織に準じ、ブロックに以下の部および委員会を設置し、それぞれ部長、委員長、委員を置く。

- ①総務・会計部
- ②企画・運営部
 - ・行事委員会
 - ・広報・IT委員会
 - ・審判委員会
- ③審査・指導部
- ④国際部
- ⑤賛助制度部

第5章 財産および会計

(財産の構成)

第17条 ブロックの財産は、次に掲げるものをもって構成し、ブロック会議が定める方法によりブロック長が管理する。

- (1)支部分担金およびチーム分担金
- (2)連盟補助金
- (3)寄付金
- (4)事業収益金
- (5)その他の収入

(分担金)

第18条 ブロック運営の基礎財源として、統括する支部に分担金を課すものとする。

ただし、不均等な負担ならびに過重な負担とならないよう充分留意しなければならない。

- 2. 必要に応じ、ブロック内の各チームに不均等な負担ならびに過重な負担とならない範囲内の分担金を課することができる。

(会計年度および事業年度)

第19条 会計年度および事業年度は、いずれも毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第6章 補 足

(連盟定款の準用)

第20条 この規約に定めない事項に関しては、すべて連盟定款を準用し、連盟定款に定めのないものについては、ブロック会議の議決によって決する。

附 則

このブロック規約は平成21年1月26日から施行する。

公益財団法人日本少年野球連盟支部規約

平成17年6月5日制定
平成28年12月11日改正
平成30年1月改正
令和2年12月28日改正
令和5年2月26日改正

(名 称)

第 1 条 この支部は、公益財団法人日本少年野球連盟 支部と称する。

(事務所)

第 2 条 この支部の事務所は に置く。

(目 的)

第 3 条 この支部は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下、「連盟」という）定款に基づき、連盟の趣旨に則り、その目的および事業を推進するため、所属チームの動向の常時完全掌握と、連盟の指示または通告事項の伝達と、その徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 連盟の目的および趣旨に沿った定款の遵守並びに品位保持の管理
- (2) 所属チームの親善試合、練習試合または地区大会開催の場合の指導と管理
- (3) スポーツ安全保険加入の確認並びに給付金業務の指導
- (4) 新規加盟申し込みの受付および資格審査と推薦
- (5) 連盟負担金の徴収と納入業務
- (6) 選抜チーム編成の場合の選考
- (7) その他前条目的達成のために必要と認められる一切の業務

(分担金)

第 5 条 支部業務運営のために必要と認められるときは、支部理事会の議決により、所属チームに支部負担金を課することができる。但し、単位チームの負担過重とならないよう留意しなければならない。

(役 員)

第 6 条 この支部に次の役員を置く。

支部担当連盟役員	1名	支 部 長	1名
副 支 部 長	若干名	会 計 理 事	1名
理 事	若干名	監 事	1名

(役員を選出)

第 7 条 チーム代表は理事とし、その他の理事および監事は支部理事会において選任する。支部長は支部および連盟より推薦を受けた者のうちから支部理事会において選出し、連盟理事会の承認を得なければならない。

ただし、連盟理事会は必要に応じ支部長を特命することができる。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は2年とし、再選重任を妨げない。

補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間と同じとする。

(支部長、副支部長の定年制)

第 9 条 支部長、副支部長は70歳定年制を実施し、70歳を超えては再任できない。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は、連盟定款に準じる。但し、会長・副会長は、それぞれ支部長・副支部長と読み替えるものとする。

2. 支部担当連盟役員は、支部の指導にあたるとともに支部運営に協力する。

(執行機関)

第 11 条 この支部の執行機関は支部理事会とする。

(会計年度および事業年度)

第 12 条 会計年度および事業年度は、いずれも毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(予算および決算の届出)

第 13 条 支部予算および決算については、支部理事会において承認を受け、予算は毎年10月末、決算は毎年1月末までに連盟に届け出なければならない。

(役員名簿の提出)

第 14 条 この規約に基づく支部役員が選出された場合には、その役員名簿を遅滞なく連盟に提出しなければならない。

(構成員の義務)

第 15 条 チームおよび選手は、日常から連盟の目的を指針として行動しなければならない。

特に、選手の行動については、すべて選手の所属する支部およびチームが厳しく指導し、事故防止、安全性確保については、支部並びにチームが責任を負うものとする。

(懲戒処分)

第 16 条 支部役員、所属チームの役員、チーム指導者、選手その他の関係者が連盟の規約等に違反し、または社会通念上、少年の健全育成団体の構成員として相応しくない行為を行った場合は、支部長は調査を行うとともに該当者から事情聴取を行うことができる。

2. 支部長は前項における調査の結果をブロック長に報告する。

3. ブロック長はブロック規約に則り該当者を懲戒処分することができる。

(連盟定款の準用)

第 17 条 この規約に定めない事項に関しては、すべて連盟定款を準用し、連盟定款に定めのないものについては、支部理事会の議決によって決し、別に支部細則・支部運営要項として定め、ブロック長を通して連盟総務部の承認を得る。

指導者ライセンス制度運用規定

2023年6月28日 制定
2023年12月6日 改正

(目的)

第1条 本規定は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下「連盟」という。）における指導者の質の向上と統一を図り、安全かつ適切な指導環境を確保する為に、指導者のライセンス取得に関する必要な事項を定める事を目的とする。

(対象者)

第2条 本規定の対象者は、連盟登録する全ての指導者（連盟・ブロック・支部の役員、並びに連盟登録チームの代表・副代表・監督・コーチ・マネージャー・審判員「BL2級以上」）の方を対象とする。

(指導者ライセンス取得手続き)

第3条 指導者ライセンスを取得しようとする者は、連盟が指定した次の手続きが必須で、手続きを終了した者に指導者ライセンスを与える。

- (1) 連盟が指定した講習等の受講を登録申請前までに終了し、受講確認（認定）を受けた者に当該年度与える。
- (2) 受講後、アンケートの提出が必須。
- (3) 毎年度、指導者登録申請前までの受講（認定）が必須。
- (4) 当該支部長による講習等の受講確認（署名または記名・押印）
- (5) 支部担当連盟役員による講習等の受講確認（署名または記名・押印）

(有効期間)

第4条 連盟指導者登録年度の翌年度2月末日とする。

(指導者ライセンスの表示)

第5条 連盟が指導者登録年度に交付する指導者証に表記する。

(取得手続き未終了者の取り扱い)

第6条 連盟が指定した取得手続き（第3条）を終了していない指導者及び不認定の指導者に対しては、指導者登録申請書が提出されても、指導者登録は認めない。

2. 取得手続き終了後、連盟指定の申請により後日登録を認める。

(指導者ライセンスの喪失)

第7条 連盟の指導者でなくなった者。

(運用の見直しと改善)

第8条 指導者ライセンス制度の運用において問題点や改善点が生じた場合、連盟は適宜見直しを行い、改善策をライセンス委員会において検討する。

2. 指導者からの意見やフィードバックを積極的に収集し、制度の充実と適切な運用を図る。

附 則

1. この指導者ライセンス制度運用規定は、令和5年（2023年）6月28日から運用する。
2. この規定の細則は、理事会の議決によって別に定める。

指導者ライセンス制度運用細則

2024年2月15日 制定

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下「連盟」という。）における指導者ライセンス制度運用規定附則第2項に基づき本連盟の指導者ライセンス制度運用に関する必要なことを定める。

(ライセンス取得講習会動画の取り扱い)

第2条 ライセンス取得講習動画は、本連盟の財産であり、著作権法上の観点から、無断で一般公開は出来ないものとする。

- (1) 本ライセンス取得講習動画の管理は支部長以上の役職に限る。
- (2) 本ライセンス取得講習動画を放映・視聴する場合は、支部長立ち合いを原則とする。やむを得ない事情により、支部長が立ち合い出来ない場合は、副支部長が管理・代行を務めることが出来る。

(新規加盟チームにおける指導者ライセンス取得手続き)

第3条 本連盟へ新規加盟申請する場合は、チーム登録する全ての指導者が指導者ライセンス講習を受講し、アンケートを提出することが必須である。

(公式戦でのベンチ入り役員)

第4条 全ての公式戦において、有効な連盟指導者登録証（ライセンス取得者）を携行した指導者のみベンチ入り出来る。

但しスコアラー（指導者でない者でも可）はこの限りではない。

(公式戦でのチーム責任者)

第5条 全ての公式戦において、チーム責任者がベンチ入りする事を義務付けているが、代表に代わりベンチ入り出来るチーム責任者は、有効な連盟指導者登録証（ライセンス取得者）及びチーム責任者証を携行した指導者のみベンチ入りすることが出来る。

(アンケートの取り扱い)

第6条 回収されたアンケート用紙は、連盟（役員分）・各ブロック（役員分）・各支部（役員分・各チーム分・審判員分）にて保管すること。

(ライセンス受講者リストの取り扱い)

第7条 作成された指導者ライセンス受講者リストは、各リスト下部記載の保存・管理とする。

倫理・懲戒規定

平成30年4月制定
令和3年3月改正

(目的)

第1条 本規定は、公益財団法人日本少年野球連盟が担う少年野球の普及・振興と心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、少年野球における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(違反行為)

第2条 連盟に所属する役員、チーム指導者、選手、その他の関係者は次の行為を行ってはならない。

- (1) 身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと(暴力・暴言)
- (2) 指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクハラ)
- (3) 技量の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)
- (4) 補助金等の不正受給、不正使用、連盟・ブロック・支部・チームの財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求しまたは約束すること(不適切経理)
- (5) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
- (6) 法令や連盟の規定、その他の規定、処分等に違反すること(法令・規定違反行為)
- (7) その他少年野球の品位を害し、又は連盟の名誉を害する行為(品位を汚す行為)

(違反行為に対する処分の種類)

第3条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて公益財団法人日本少年野球連盟ブロック規約第12条に定める懲戒処分を受ける。

2. 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
3. 処分の基準は別表のとおりとする。

(懲戒委員会)

第4条 会長は、除名、解任、謹慎に相当する事案が発生したと認める場合には懲戒委員会を設置する。

2. 懲戒委員会は、連盟審査指導部長、当該ブロック長、その他若干名の委員をもって構成する。
3. 懲戒委員会は、当該ブロック長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
4. 会長は、懲戒委員会の答申を受け、懲戒処分が必要と認める場合にはブロック長会に報告し、その承認を得てブロック長が該当者を懲戒処分する。

(別表)

処分の基準

	除名	解任	謹慎	けん責	嚴重注意
暴言・暴力	○	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○		
反社会勢力との関係	○	○			
法令・規定違反行為	○	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。

過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分する。

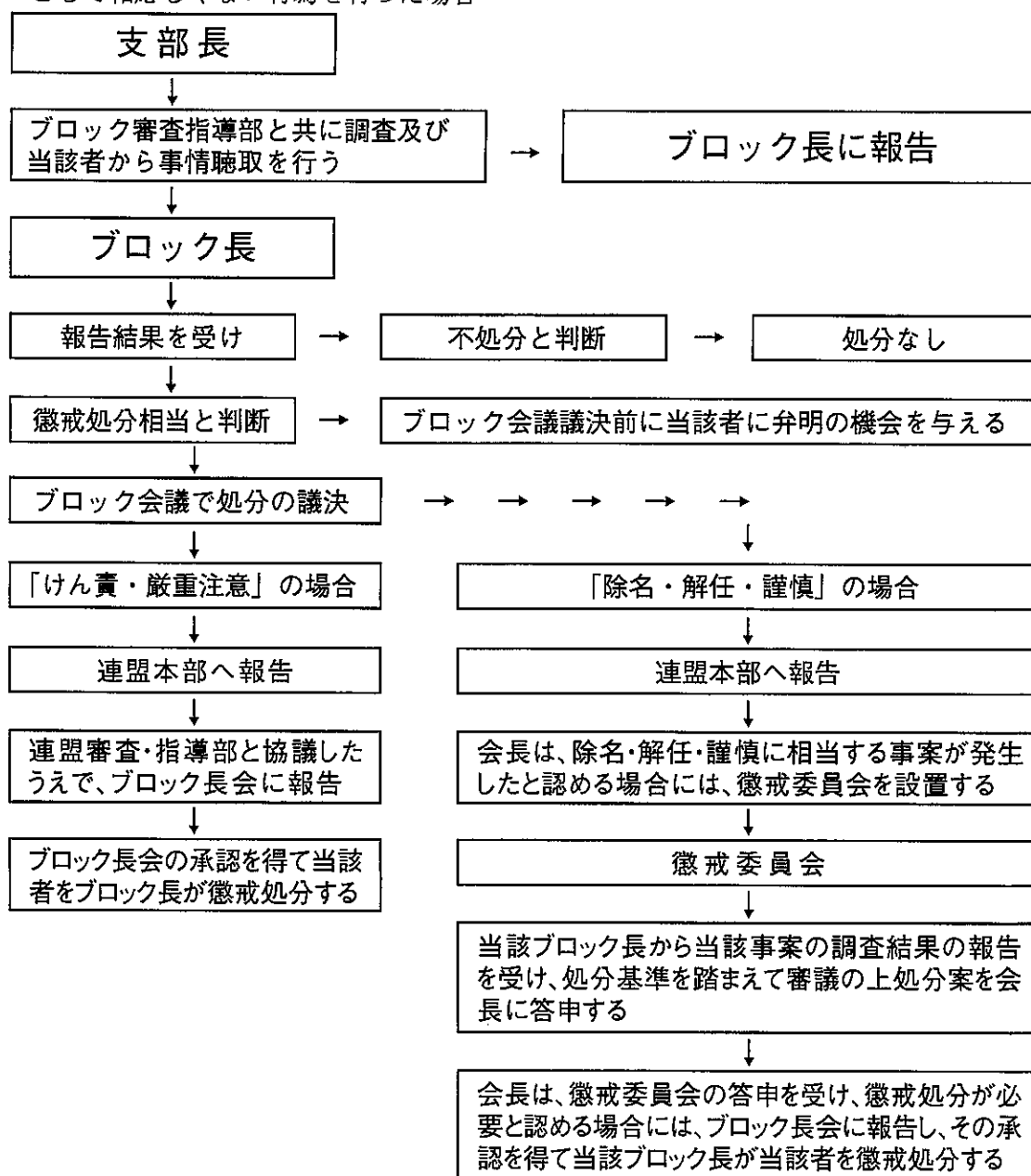
〈別表 2〉

規約・規定での処分権限

支部長	(1) 事案の調査及び当該者からの事情聴取のみ	
	(2) 如何なる処分も出来ない	
	(3) 調査結果をブロック長に報告	
ブロック長	処分種別	
	嚴重注意	本部審査・指導部と協議したうえで、ブロック長会の承認を得て、当該者を懲戒処分する
	けん責	当該者を懲戒処分する
	謹慎	連盟会長が懲戒委員会設置
	解任	連盟会長は懲戒委員会の答申を受け処分必要と認める場合には、ブロック長会に報告し、承認を得てブロック長が当該者を懲戒処分する
除名	連盟会長は懲戒委員会の答申を受け処分必要と認める場合には、ブロック長会に報告し、承認を得てブロック長が当該者を懲戒処分する	

指導及び懲戒処分の流れ

連盟関係者が規定・規約等に違反し、又は社会通念上、少年の健全育成団体の構成員として相応しくない行為を行った場合



※ボーイズリーグが活動する中で、軽微な違反・重大な違反或は少年の健全育成団体の構成員として相応しくない行為が起きた場合には、関係者は速やかに連盟本部へ報告すること

加盟希望チームの審査要項

平成3年6月制定 令和3年12月12日改正

平成21年1月改正 令和5年12月10日改正

平成29年2月改正 令和6年2月25日改正

1. 加盟希望チームは、所属ブロック長に加盟申請書を提出しブロック長の承認を得る。
2. 連盟本部に加盟申請のあった場合には、ただちに書類の写しを、所属ブロック長に送付する。
3. 所属支部に加盟申請があった場合には、ただちに原本をブロック長に送付する。
4. ブロック長は新規加盟申請書を受け取ってから1カ月以内に審査を完了する。加盟希望チームの申請を否認する場合は、当該チームに通知する前にその理由を連盟会長に通知し、了解を得ること。審査が1カ月以上遅延する場合は連盟会長に通知し、ブロック長はその決定に従うこと。
5. ブロック長は既存チームの影響を受けることなく、下記A～Fの事項について審査を行い、承認、非承認を決する。
 - A. 代表 チームを代表し、全責任を持つ人で連盟行事、支部理事会、支部行事に出席できる人でなければならない。社会教育活動、PTA活動など奉仕活動の経験者が望ましい。また、地域で人望があり、指導者として適格者であること。
 - B. 監督 成人男子で定職を持ち、青少年の育成に情熱を持ち、保護者より尊敬される人でなければならない。
 - C. コーチ 協調性があり、監督の指示に従い選手の指導に当たる。
 - D. 選手 選手名簿を提出し、11名（小学生の部は9名）以上あることを確認する。11名に満たない場合は仮承認とする場合がある。仮承認の期間は6カ月とする。
 - E. チーム名 新規チームのチーム名は「地域名」と「ボーイズ」とすること。なお、女子単独チームについては「地域名」と「ガールズ」とする。
特例として「地域名」と「学校名」と「ボーイズ・ガールズ」を認める。但し、企業名、他団体名は認めない。連盟登録後のチーム変更名も同様とする。
 - F. 過去に刑事処分または連盟の懲戒処分を受けた者が指導者でないこと。ただし、連盟理事会の承認を受けた者はこの限りでない。
6. 新規加盟チームは、1年以内に支部審判員（BL-3）2名を推薦できる体制をつくること。また、支部審判員（BL-3）登録後2年以内に連盟登録審判員（BL-2）2名を推薦する体制も作ること。
7. 新規加盟チームは、連盟承認後、登録システム登録前に支部長管理の下で指導者全員が以下の講習を受講しアンケートを提出すること。
 - ・基礎講習「スポーツマンシップについて」
 - ・加盟年度の指定講習

公益財団法人日本少年野球連盟主催大会規定

平成 27 年 2 月 22 日改正
平成 28 年 12 月 11 日改正
平成 29 年 4 月 28 日改正
令和 3 年 10 月 2 日改正
令和 3 年 12 月 12 日改正
令和 5 年 12 月 10 日改正

1. チームの登録選手 中学生の部は11名以上25名以内（ベンチ入りは20名以内）、小学生の部は9名以上20名以内とする。
2. 出場選手はその大会の登録締め切り日現在連盟への登録済みの者に限る。
3. 審査証は当年度発行のものとする。
4. オーダー表記入選手20名以内およびチーム責任者、登録された監督、コーチ、スコアラーのみベンチに入ることが出来る。但し、各種登録証（チーム責任者、監督、コーチ）および審査証（選手）を携帯していない場合は、いかなる理由でもベンチには入れないが、チーム責任者、監督、コーチは試合開始までに間にあった場合は、審査の上ベンチ入りできる。また、選手は試合終了までに間にあった場合は、審査の上、その時点でベンチ入りできる。なお、チーム責任者は必ずベンチに入らなければならない。チーム責任者が不在の場合は試合できない。
5. 組み合わせの若番号が1塁側のベンチ、後番号が3塁側のベンチに入る。ただし、チーム責任者、監督、コーチは登録証を携帯すること。
6. 監督（背番号60）、コーチ（背番号50）は選手と同じユニフォームを着用すること。
7. 試合開始時刻60分前までに試合球場に到着し、直ちにオーダー表5部、投球回数記録副表3部および大会初戦の時は、直前大会参加報告書を大会本部に提出のうえ所定の審査を受けなければならない。
8. オーダー表交換時に両キャプテンにより、先攻、後攻をジャンケンで決める。
9. 試合開始予定時刻までにチームがグラウンドに現れないときには、球場責任者と責任審判員が協議して、没収試合を宣言することができる。
10. 試合方式など
 - ・中学生の部
 - (1) 各試合は7回戦で行い、4回終了をもって正式試合とする。試合成立後は試合開始から2時間（決勝戦は2時間20分）を超えた場合、新しいイニングには入らない（後攻チームの得点が先攻チームの得点より多い場合は後攻チームが攻撃中でも規定時間になれば、その時点で試合を終了する）。また、降雨や視界不良などにより試合続行が不可能となった場合、野球規則7.01(4)により勝敗を決する。同点の場合は最終回時点で出場していたメンバー全員の抽選とする。
試合成立前に、上記の理由により試合続行が不可能になった場合は、サスペンデッドゲームとする。
 - (2) 4回終了時（後攻チームの得点が先攻チームの得点より多い場合は、4回表終了時）10点差、5回以降7点差の場合、コールドゲームとする。
 - (3) 7回終了後、同点の場合は延長戦に入るが、延長8回（決勝戦は10回）あるいは試合開始から2時間（決勝戦は2時間20分）を超えては（どちらか早い方）新しいイニングに入らず、タイブレイク方式を実施する。（競技に関する特別規則「タイブレイク実施細則」参照）
 - ・小学生の部
 - (1) 各試合は6回戦で行い、4回終了をもって正式試合とする。試合成立後は試合開始か

ら1時間40分(決勝戦は2時間)を超えた場合、新しいイニングには入らない(後攻チームの得点が先攻チームの得点より多い場合は後攻チームが攻撃中でも規定時間になれば、その時点で試合を終了する)。また、降雨や視界不良などにより試合続行が不可能となった場合、野球規則7.01(4)により勝敗を決する。同点の場合は最終回時点で出場していたメンバー全員の抽選とする。

試合成立前に、上記の理由により試合続行が不可能になった場合は、サスペンデッドゲームとする。

- (2) 4回以降7点差の場合、コールドゲームとする。
- (3) 6回終了後、同点の場合は延長戦に入るが、延長7回(決勝戦は9回)あるいは試合開始から1時間40分(決勝戦は2時間)を超えては(どちらか早い方)新しいイニングに入らず、タイブレーク方式を実施する。(競技に関する特別規則「タイブレーク実施細則」参照)

11. ・中学生の部レギュラー及び、ジュニアの試合での登板は、以下のとおり制限する。

- (1) 1日最大80球とし、連続する2日間で120球以内とする。
連続する2日間で80球を超えた場合は、3日目は投球を禁止する。
また3連投(連続する3日間)する場合は1日の投球数を40球以内とし4連投(連続する4日間)は禁止する。
- (2) 大会中は1日80球以内とし、翌日投球を休めば3日目は80球の投球を可とする。
- (3) (1)~(2)を基本原則とするが、打者の途中で制限数が来た場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球数にカウントしない。
- (4) 連続する2日間で80球を超えた投手、並びに3連投した投手は、登板最終日並びに翌日は捕手としても出場できない。
- (5) ボークは投球数としない。
- (6) 雨などのノーゲームになった試合は投球にカウントする。
- (7) 2年生以下が投手の場合も上記に準ずるが指導者は十分考慮する事。

・小学生の部レギュラー及び、ジュニアの試合での登板は以下のとおり制限する。

- (1) 1日最大70球とし、連続する2日間で105球とする。
3連投(連続する3日間)は禁止する。
- (2) 大会中は1日70球以内とし、翌日投球を休めば3日目70球の投球を可とする。
- (3) (1)~(2)を基本原則とするが、打者の途中で制限数が来た場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。
- (4) ボークは投球数にしない。
- (5) 雨などノーゲームになった試合は投球にカウントする。

・共通事項

- (1) ダブルヘッダーの場合で、2試合に登板した時は連続2日間投球した事とする。
また、1試合のみ登板した場合は、1日の投球とする。
- (2) 小学生に於いては投手から捕手の制限は設けませんが、指導者は十分考慮すること。
- (3) 日程の変更(地区大会を含む)等で前大会と連続試合になる場合があるので、すべてのチームは「直前大会参加状況報告書」を次大会の最初の試合日に、次大会主催者宛てに提出しなければならない。

- 12. (1) 監督またはコーチの指示は1試合で攻撃2回と守備2回の計4回とする。
延長またはタイブレークに入った場合は、それぞれで1回の指示を認める。
(選手の怪我や交代などの指示は回数に入らない)
- (2) 守備側の投手に対する指示が3回目となれば、自動的に投手は交代となり、その投手は他の守備位置についてもよいが、再び投手として登板することはできない。
- (3) 内野手(捕手を含む)が2人以上投手のところに行った時も1回に数える。

- (4) 監督、コーチが指示を与える時間は、審判員がタイムと宣告してから30秒以内とする。守備側マウンドへ行く場合は駆け足で行くこと。
13. 1 イニングで同一の投手に対して指示が2回目となれば、自動的に投手の交代となる。その投手は他の守備位置につくことができるが、同一イニングでは投手として登板することはできない。ただし、新しいイニング入れば、再び投手として登板することができる。
 14. 審判員の判定に対する抗議は認めない。ただし、ルールの適用についての確認は認める。
 15. 監督またはコーチが投手に指示などをするときには、マウンドのところで行うこと。(ベンチからは駆け足で)
 16. 2 塁走者やベースコーチなどが捕手のサインを盗んで、打者にコースや球種を伝える行為を禁止する。
 17. ボール回しをする時は一回りとし、最終野手は、その定位置から返球する。また、打者が打撃を継続中、塁上で走者がアウトになった場合のボール回しは禁止する。
 18. 投手は走者をアウトにする意志がないのに、無用のけん制球を繰り返すとか、または送球するまねを何度も繰り返す行為は、試合のスピーディーな進行の妨げになるため禁止する。
 19. 小学生の部は、攻撃側チームの監督、コーチに限りコーチスボックス内でベースコーチを務めてもよい。この場合、必ず両耳付ヘルメットを着用すること。
 20. 各チームは同色のヘルメット7個以上、捕手の規定防具【マスク、捕手用ヘルメット、プロテクター、レガース、スロートガード、ファウルカップ（一体型捕手マスクの場合はヘルメット、スロートガードを除く）】2組を備えること。
 21. ユニフォーム、バット、ボール、スパイク、グラブ等はパートナー企業のものに限る。
 22. 捕手は必ずヘルメットならびに規定防具を試合、練習を問わず着用すること。
 23. グラウンドの都合で大会トーナメント規定が別に制定された場合は、それに従うこと。
 24. ベンチ内での携帯電話の使用を禁止する。
 25. 光化学スモッグ発生の場合、試合および選手に対する措置は別に定め、運営委員の指示に従う。
 26. 試合前のシートノックは原則として5分間行うが、当該球場のグラウンド状況や試合終了時間を勘案して、シートノックを行うか否かは球場責任者が決定するものとする。

参考

野球規則 7.01 (4)

7.02(a) によりサスペンデッドゲームにならない限り、コールドゲームは、球審が打ち切りを命じた時に終了し、その勝敗はその際の両チームの総得点により決する。

【注】我が国では、正式試合となった後のある回の途中で球審がコールドゲームを宣したとき、次に該当する場合は、サスペンデッドゲームとしないで、両チームが完了した最終均等回の総得点でその試合の勝敗を決することとする。

- (1) ビジティングチームがその回の表で得点してホームチームの得点と等しくなったが、表の攻撃が終わらないうち、または裏の攻撃が始まらないうち、あるいは裏の攻撃が始まってもホームチームが得点しないうちにコールドゲームが宣せられた場合。
- (2) ビジティングチームがその回の表でリードを奪う得点を記録したが、表の攻撃が終わらないうち、または裏の攻撃が始まらないうち、あるいは裏の攻撃が始まってもホームチームが同点またはリードを奪い返す得点を記録しないうちにコールドゲームが宣せられた場合。

《タイブレーク実施細則》

(1) 特別規則

- (イ) 中学生の部は延長8回あるいは試合開始から2時間を超えて(いずれか早い方)、決勝戦は10回あるいは2時間20分を超えて(いずれか早い方)、小学生の部は延長7回あるいは試合開始から1時間40分を超えて(いずれか早い方)、決勝戦は9回あるいは2時間を超えて(いずれか早い方)、両チームの得点が等しいとき、以降の回の攻撃は、一死走者満塁の状態から行うものとする。
- (ロ) 打者は、前回正規に打撃を完了した打者の次の打順の者とする。
- (ハ) この場合の走者は、前項による打者の前の打順の者が一塁走者、一塁走者の前の打順の者が二塁走者、そして、二塁走者の前の打順の者が三塁走者となる
- (ニ) この場合の代打および代走は認められる。

(2) チームおよび個人記録

チームおよび個人記録は公式記録とするが、以下に掲げる事項に留意すること。

(イ) 投手記録

- ・規定により出塁した3走者は、投手の自責点とはしない。
- ・完全試合は認めない。
- ・無安打、無得点試合は認める。

(ロ) 打撃成績

- ・規定により出塁した3走者の出塁の記録はないものとする。ただし、盗塁、盗塁刺、得点、残塁などは記録する。
- ・規定により出塁した3走者を絡めた打点、併殺打などは全て記録する。

地区大会開催規定

平成元年2月改正
平成2年2月改正
平成5年1月改正
平成8年3月改正
平成20年3月改正
平成21年3月改正
平成27年3月改正
令和2年1月改正
令和3年12月12日改正

公益財団法人日本少年野球連盟の主催する大会およびその予選以外の大会をすべて地区大会と称する。

公益財団法人日本少年野球連盟に所属する支部、チームまたはその母体および連盟の趣旨に賛同する団体が、地区大会を主催することができる。

地区大会を主催する場合は、連盟の規定に従うことはもちろん、本規定に定める事項を守らなければならない。

(名称)

第1条 大会の名称は、第〇回日本少年野球〇〇大会とする。

(主催)

第2条 連盟所属のブロック、支部、チームまたはその母体もしくは、連盟の趣旨に賛同する団体に限る。(注1)

(後援)

第3条 主催者の事情により各種団体、新聞社等を後援者にすることは望ましいが、公益財団法人日本少年野球連盟を必ず入れること。

(大会役員)

第4条 大会会長、大会委員長、運営委員長各1名のほか、大会に必要な役員を設けなければならない。

(チーム役員の役職)

第5条 連盟に所属する支部、チームまたはその母体が主催する場合、支部長またはチーム代表が運営委員長またはそれより上位の役職に就き、連盟に対して大会の責任を持たなければならない。

(大会の内容)

第6条 小学生の部、中学生の部のいずれかの単独大会または両者あわせた大会とする。いわゆるジュニアは連盟規定による正式な試合ではないが、主催者の都合により、ぜひ必要な場合は、単独または合わせて行うことができる。小学生ジュニアは5年生以下とし、3年生の出場を認める。その試合回数は、いずれも5回以内とする。中学生ジュニアおよび新人戦は2年生以下とし、レギュラーと同一の7回、2時間制限としてもよい。ただし、1年生大会は大会規定で定めれば6回、1時間40分制限としてもよい。各ジュニア大会とも登録選手は主催者の定める人員とし、選手登録後のメンバー変更は認めなければならない。(注2)

(日程および使用球場)

第7条 大会は6日以内とする。複数の球場を使用する場合は、出来る限り近距離が

望ましく、球場間の連絡を密にしなければならない。連盟主催大会中も、同大会に支障がないと思われる場合は、ブロック長の許可を得て地区大会を開催することが出来る。

(届出および承認願の提出)

第 8 条 大会を主催する場合、前年の10月末日までに行事予定を支部、ブロック長を経て提出しなければならない。また、大会の3カ月前までに、大会名、日程、(予備日を含む)、大会役員、使用予定球場、参加予定チーム数、組合せ表、予算等を所定の書式により記載した承認願いを支部長を通じて、ブロック長の承認後、連盟に提出しなければならない。ただし、5月末日までに開催される大会については、その大会の3カ月前までに開催届と承認願を提出しなければならない。(注3)

(審査および承認番号の交付)

第 9 条 ブロック長は書類の内容を審査し、大会2カ月前に大会開催承認番号を交付する。主催者は、開催承認番号を案内状、パンフレットに記載し、ブロック長の承認を得た大会であることを周知させること。

(報告の義務)

第 10 条 大会承認番号を交付された大会主催者は、参加チームに参加要請すると同時に、参加予定チームの所属支部長に大会参加予定チームの一覧表を届出なければならない。また、参加チームを変更した場合は、その都度速やかに当該支部長に届出ること。そして参加チームの最終決定を大会初日の1カ月前までにブロック長に届出ること。なお、大会終了後10日以内にパンフレットおよびその他の資料と結果ならびに経過をブロック長に送付し、2カ月以内に決算報告書をブロック長に提出しなければならない。

(大会参加チームの義務)

第 11 条 大会参加チームはベストメンバーで出場しなければならない。したがって、同時日に開催される他大会に重複して登録出場することが出来ない。(注4)

雨天により大会が予備日を超えて延期され、他大会と重複する場合は、この限りではない。この場合は、両主催者において試合時間等を調節しなければならない。なお、主催チームに限りA、B2チームを編成しても差しつかえないものとする。

2. 当該チーム参加の前大会が予備日にずれ込んだ場合、参加予定次大会の初日と連続試合になるケースがあるので、すべてのチームは「直前大会参加状況報告書」を次大会の最初の試合日に、大会主催者宛提出しなければならない。

(地区大会出場回数の制限)

第 12 条 選手の健康管理等により、地区大会参加回数は、小学生の部、中学生の部ともに、年間9大会以内とし、小学生ジュニア、中学生ジュニアおよび中学1年生の部は、年間6大会以内とする。

(地区大会参加回数の報告義務)

第 13 条 連盟所属チームは、その年に参加した地区大会名を小・中学生の部ごとに取りまとめ、毎年12月10日までに支部長に報告しなければならない。支部長はそれをまとめて、12月25日までにブロック長に報告すること。

第 14 条 同一支部所属チームのみによる大会は、支部長を通じ、ブロック長の確認を要する。支部長は承認後、大会開始1カ月前までに関係書類をブロック長に届け出なければならない。大会終了後は、上記規定に準じる。

第 15 条 上記各項に違反した主催者に対しては、嚴重注意、戒告処分あるいは次回大会を不承認とすることがある。また、上記各項に違反した参加チームに対し、嚴重注意、

戒告処分とすることがある。

第 16 条 本規定に定める事項以外については、連盟主催大会に準じる。

- 注 1. 地方自治体またはこれに準じる団体でもよい。上記団体との共同主催、連盟所属チームの共同主催でもよい。
- 注 2. 選手11名以上の登録で大会参加が可能であるが、登録締切後のメンバーの変更が認められないので、学校行事等を早期に把握することが必要である。大会当日、選手が9名を割った場合は不戦敗となる。また、主催者は登録人員の定数を考慮する必要がある。
- 注 3. 書式の詳細は支部長または連盟本部に問い合わせること。
- 注 4. 同時日に開催する大会とは、開催日のまったく重複する場合のほか、1日だけ重複する場合、大会と予備日の重複する場合、予備日と予備日の重複する場合も同時日と解釈する。予備日を設定しない大会はその開催を認めない。

大会審査要項

平成28年12月11日改正
令和2年12月28日一部改正
令和3年10月2日一部改正
令和3年12月12日一部改正
令和5年12月10日一部改正

1. チーム代表、監督、コーチ、スコアラー、選手の登録名簿との照合。
 - a. 登録選手は、中学生の部は11名以上25名以内（ベンチ入りは20名以内）。小学生の部は9名以上20名以内とする。特例として野球に早くから親しんでもらう目的で、3年生以下を加えて25名までベンチ入りを認める。（試合に出場できるのは4年生以上20名まで）。9名を割った場合は、出場停止。
 - b. 指導者登録の変更および選手の欠席が生じた場合は、代表者名で欠席・変更届書提出の確認。
 - c. 小学生の部では、合同チームを含め、4年生以上の選手が9名以上であれば出場できる。4年生以上の選手が20名に満たない場合は、3年生以下の選手を加えて20名まで補充登録を認める。この3年生以下は、試合に出場できない。但し4年生以上の選手が9名に満たなくなった場合は棄権とする。
 - d. 背番号は必ず登録された番号に限る。変更は認めない。
2. 登録選手およびチーム責任者、登録された監督、コーチ、スコアラーのみベンチに入ることができる。ただし、各種登録証（チーム責任者、監督、コーチ）および審査証（選手を携帯していない場合はいかなる理由でもベンチに入れないが、チーム責任者、監督、コーチは試合開始までに間にあった場合は、審査のうえベンチ入りできる。また、選手は試合終了までに間にあった場合は、その時点でベンチ入りを認める。
3. 左袖のワッペンの確認、パートナー企業のユニフォームの左袖にワッペンのついていない者は出場停止。
4. バットの確認
 - a. 小学生の部のバットは82cm以下で、SGマークがついていること。
 - b. 中学生の部のバットはパートナー企業のブランドのみ使用できる。中学生の部選手は小学生用のバットは使用できない。
 - c. カーボンバット（コンポジット型、一体型）の使用を禁止する。2025年は、連盟主催大会（全国大会、ブロック主管大会）で適用し、2025年12月31日以降、ローカル大会を含む全大会で適用する。
5. スパイクの確認
 - a. スパイクはパートナー企業のもので、同系統色、同系統色ラインに限る。
 - b. 中学生の部の選手は金具式またはポイント式のどちらを使用してもよい。小学生の部の選手は一体成型のポイント式とし、金具および取替式は禁止する。また、入場行進および練習においては、使用球場の規定に従うこと。（色は規制しない）
 - c. 監督、コーチは選手と同系統色、同系統色ラインのスパイクまたは運動靴とする。
6. ヘルメットの確認（7個以上同色で完全なもの）。捕手の規定防具（2組）の確認。
7. スコアラーは選手と同じ帽子を着用すること。
8. 監督、コーチ、スコアラー等不在の場合
 - a. 登録された監督、コーチが不在の場合は、他に登録されているコーチの代行が認められる。ただし、代行の監督は60番、コーチは50番の背番号をつけたユニフォームを着用すること。
 - b. スコアラーが不在の場合は事前に本部に申請書を提出すれば、代理が認められる。
 - c. チーム代表は監督、コーチ、スコアラーになれない。また、チーム指導者は他チームの指導者になることはできない。

9. AED に関して

- a. チームは練習時、練習試合および公式戦を問わず、AED を必ず持参していなければならない。また、試合中は AED をいつでも使用できる状態にしておくこと。
- b. 試合前の選手チェック時に AED 所持のチェックを行い、所持していないチームはチーム代表に罰則規定を適用する。

中学生投手の投球数制限ガイドライン

レギュラーの部・ジュニアの部大会

1. 中学部レギュラー及びジュニアの試合での登板は以下のとおり制限する。
 - ① 1 日最大 80 球とし、連続する 2 日間で 120 球以内とする。
連続する 2 日間で 80 球を超えた場合は、3 日目は投球を禁止する。
また 3 連投（連続する 3 日間）する場合は 1 日の投球数を 40 球以内とし 4 連投（連続する 4 日間）は禁止する。
 - ② 大会中は 1 日 80 球以内とし、翌日投球を休めば 3 日目は 80 球の投球を可とする。
 - ③ ①～②を基本原則とするが、打者の途中で制限数が来た場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。
 - ④ 連続する 2 日間で 80 球を超えた投手、並びに 3 連投した投手は登板最終日並びに翌日は捕手としても出場できない。（投手として登板できない場合は捕手としても出場できない）
 - ⑤ ボークは投球数としない。
 - ⑥ 雨などのノーゲームになった試合は投球にカウントする。
 - ⑦ 2 年生以下が投球する場合も上記に準ずるが指導者は十分考慮する事。

1 年生大会

1. 1 年生大会の試合での登板は以下の通り制限する。
 - ① 1 日最大 70 球とし、連続する 2 日間で 105 球以内とする。連続する 2 日間で 70 球を超えた場合は、3 日目は投球を禁止する。また 3 連投（連続する 3 日間）する場合は 1 日の投球数を 35 球以内とし 4 連投（連続する 4 日間）は禁止する。
 - ② 大会中は 1 日 70 球投球後、翌日投球を休めば 3 日目 70 球の投球を可とする。
 - ③ ①～②を基本原則とするが、打者の途中で制限数が来た場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。
 - ④ 連続する 2 日間で 70 球を超えた投手、並びに 3 連投した投手は、翌日は捕手としても出場できない。
 - ⑤ ボークは投球数にしない。
 - ⑥ 雨などノーゲームになった試合は投球にカウントする。

共通事項

1. ダブルヘッダーの場合で 2 試合に登板した場合は、連続 2 日間投球したとする。また 1 試合のみ投球した場合は 1 日の投球とする。

中学生選手の障害予防のための指導者の義務

1. 複数の投手と捕手を育成すること

指導者は、特に投手と捕手に投球障害が発症していることを認識し、複数の投手と捕手の育成に努めること。

2. 選手の投球時の肩や肘の痛み（自覚症状）と動き（フォーム）に注意を払うこと
選手は、投球時の痛みをカバーするために投球フォームを変えたり、スナップをきかせるなどスムーズな動きが失われることがあるので、指導者は注意を払う必要がある。
3. 選手の故障歴を把握し、肘や肩に痛み（自覚症状）がある選手には適切な治療を受けさせること。また、ウォームアップとクールダウンに対する選手自身の意識を高めること
野球における肩や肘の障害は、将来重度の後遺症を引き起こす可能性があることを、指導者は強く認識すべきであり、また、チーム内には、選手自身が障害予防に努めることができる環境作りが必要である。
4. 選手の体力づくりに努めること
発育期の体は、大人とは全く違うものであることの認識が必要であり、体力レベルによって練習メニューを変えるべきである。
5. 運動障害に対する指導者自身の知識を高めること
専門医や医療関係者からの提言等に関する情報収集に努め、その内容は真摯に受け止めて、指導の中に実践すべきである。

以上

小学生投手の投球数制限ガイドライン

レギュラーの部・ジュニアの部大会

1. 小学部レギュラー及びジュニアの試合での登板は以下のとおり制限する。
 - ① 1日最大70球とし、連続する2日間で105球とする。3連投（連続する3日間）は禁止する。
 - ② 大会中は1日70球以内とし、翌日投球を休めば3日目70球の投球を可とする。
 - ③ ①～②を基本原則とするが、打者の途中で制限数が来た場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。
 - ④ ボークは投球数にしない。
 - ⑤ 雨などノーゲームになった試合は投球にカウントする。

*小学部共通事項

1. ダブルヘッダーの場合で2試合に登板した時は連続2日間投球した事とし、翌日は登板できない。（ダブルヘッダー登板は可/3連投は不可）また1試合のみ投球した場合は1日の投球とする。
2. 小学部に於いては投手から捕手の制限は設けないが、指導者は十分考慮すること。

補足・キッズの部(4年生以下)

1. キッズの試合での登板は以下のとおり制限する。（4年以下）
 - ① 1日最大50球とし、2日間の連投は禁止する。（キッズは連投禁止）
 - ② 打者の途中で制限数が来た場合は、当該打者の打席終了するまでは投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。
 - ③ ボークは投球数にしない。
 - ④ 雨などノーゲームになった試合は投球にカウントする。

◎投球制限ガイドラインの補足説明

(1) ③について

打者の途中で制限が来た場合とは、投球日における可能投球数の事である。

中学レギュラーの部を例にすると、初日に於いては 80 球を超えた場合であり、また、初日 68 球投げた連投 2 日目であれば、2 日目の可能投球数 52 球を超えた最後の打者に適用される。投手に 3 連投を予定していた場合には、初日、2 日目に 40 球を超えると 3 日目は投げることができない。初日、2 日目に於いて打者の途中であっても 40 球投げた時点で交代しなければ、3 連投できない。41 球投げれば 3 連投できない。(打者の途中での投手の交代は制限していない)

(2) ダブルヘッダーについて

ダブルヘッダーの試合は、その日の第 1 試合、第 2 試合どちらかで投げれば翌日（前日）の試合の連続扱いとする。(片方の試合に登板しなくとも休みとはしない)

両方の試合に投げた場合は、1 日の最大投球数 80 球（中学レギュラー）で連続の試合で投げたこととなり、翌日投げる場合、また前日投げている場合は、3 連投の扱いとなり、1 試合 40 球を超えていると投げられない。

「中学生投手の投球数制限ガイドライン」の適用例 ※レギュラー・ジュニアの部

	第一日目	第二日目	第三日目	第四日目	第五日目	第六日目	備 考
投手 A	80	0	80	0	80	0	80球投げた翌日には登板していないため、翌々日には80球投球できる。(打者終了時に80球を超えても、1試合分の最大カウント数は80球)
投手 B	80	40	休	80	0	80	一日目80球、二日目40球で連続する2日間で120球となったため、三日目は投手・捕手として出場できない。(※また、2日間で80球を超えているので三日目は捕手として出場できない規定もある。投手D参照)
投手 C	40	40	35	休	80	40	3日間連続40球以内であれば登板可能。ただし球数に関わらず3日間連続登板した場合は、四日目は投手・捕手として出場できない。四日目が休みだったので、五日目80球、六日目40球の投球は可能。
投手 D	40	45	休	30	60	休	一、二日目で80球を超えたため、三日目は投手・捕手として出場できない。四、五日目で連続する2日間で80球を超えているため、六日目の3日間連続登板および捕手として出場できない。
投手 E	40	40 40	休	80	0 40	休	一、二日目で40球以内の3連投をしているため、三日目は投手・捕手として出場できない。四日目は80球のため五日目は投球した時点から1試合目に登板していなくても連続する2日間で80球を超えるため六日目は投手・捕手として出場できない。
投手 F	30 50	休 ※捕手可	40 40	40	休	80	ダブルヘッダーで80球以内であっても、どちらかの試合で40球を超えた場合は、3連投できないが、※連続した2日間で80球以内なので、翌日は捕手としては出場できる。第3日目からの3連投は40球以内なので可能であるが、3連投した投手は投手・捕手として出場できない。
投手 G	40 40	40 休	休	0 40	40 40	休	3連投は40球以内なので可能であるが、第二日目第二試合・第六日目は投手・捕手として出場できない。また、3連投する場合、1試合目・2試合目は打者の途中であっても40球以内に交代しなければならない。

「小学生投手の投球数制限ガイドライン」の適用例

※レギュラー・ジュニアの部

	第一日目	第二日目	第三日目	第四日目	第五日目	第六日目	備 考
投手A	70	0	70	0	70	0	70球投げた翌日には登板していないため、翌々日には70球投球できる。 ※打者終了時に70球を超えても、1試合分の最大カウント数は70球
投手B	70	35	休	70	0	70	連続する二日で105球の制限があるため、一日目70球投球した場合、二日目は35球が最大となる。
投手C	30	30	休	40	65	休	1日の最大投球数70、かつ連続する二日間105球未満だが、3連投禁止のため、第三日目は登板できない。 ※捕手としては出場可能
投手E	50 — 20	休	70	0	70	0	ダブルヘッダーの登板は可能だが、1日70球制限のため、第一日目の1試合目に50球投球した場合、2試合目は20球が最大となる。また、ダブルヘッダーで2試合登板した場合、連続する二日間投球を行ったことになるため、第二日目は登板できない。 ※捕手としては出場可能
投手F	35	0 — 70	休	70	35 — 休	休	第一日目(第四日目)に登板しているため、第二日目(第五日目)のダブルヘッダーは、1試合目、2試合目どちらかしか登板できない。加えて、3連投禁止のため、第三日目(第六日目)は登板できない。 ※捕手としては出場可能 連続する二日で105球の制限があるため、第二日目は70球、第5日目は35球が最大となる。

【小学生・中学生 共通事項】

※打席の途中で制限数がきた場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球数にカウントしない。

※数字は投球数。「休」は投手・捕手として出場できない日。(小学生は捕手の出場は可)「0」は登板しなかった試合。

※指導者は、公式戦だけでなく、練習試合も対象となっていることを認識する。

特 別 規 定

平成 29 年 4 月 28 日改正
令和 3 年 12 月 12 日改正
令和 5 年 12 月 10 日一部改正

小学生の部での特別規定について

小学生の部では投手の変化球は禁止する。球審はその投球を変化球と判定した場合、次のように対処する。

- (1) 球審は、変化球か否かの唯一の決定者である。ただし、スローボールは、故意にボールの回転を与えたボール以外は変化球と判定してはならない。
- (2) 変化球と判定した投球に対しては、すべて「ボール」を宣告する。ただし、変化球にもかかわらず、打者が安打、失策、四死球、その他で 1 塁に達し、しかも全走者が少なくとも 1 個の塁を進んだときには、反則とは関係なくプレーが続けられる。
- (3) 変化球を投げた場合、1 回目は監督、投手に注意し、2 回目には同投手を降板させる。降板させられた投手は、投手以外の守備につくことを認める。なお、このペナルティーは当該試合に限る。

臨時代走（コーティシーランナー）について

1. 試合中、攻撃側選手に不慮の事故が起き、治療などの処置に時間がかかるような場合、相手チームに事情を説明して臨時代走者を許可することができる。ただし、頭部への死球に対しては必ず臨時代走を出すこと。
 2. 臨時代走者は、投手を除いた選手のうち、打撃を完了した直後の選手とする。
 3. 臨時代走者は、アウトになるか、得点するか、イニングが終了するまで継続する。
 4. 臨時代走者に代えて別の代走を送ることはできる。この場合、負傷した選手に代走が起用されたことになり、以降負傷選手は出場出来ない。
- (注) 臨時代走者の記録上の取り扱いは、盗塁、得点、残塁などのすべて元の走者の記録として扱われる。

ベースコーチについて

小学生の部では、攻撃側のチームの監督、コーチに限り、コーチスボックス内で、ベースコーチを務めてもよい。その場合両耳付ヘルメットを使用する。

小学生キッズ大会規定

1. 参加資格 連盟に選手登録をした小学 4 年生～2 年生
2. 塁間 21.84m
3. バッテリー間 14.367m
4. 試合は 5 イニング制で行い、3 回終了をもって正式試合とする。
5. 試合開始から 1 時間 20 分を超えた場合、新しいイニングには入らない。
6. 3 回終了時 12 点差、4 回以降 7 点差の場合はコールドゲームとする。
7. 1 イニングに 12 点以上をとった時点で、アウトカウントに関係なく攻守交代とする。
8. 投手は同一日に 4 回を超えて投球をすることはできない。ダブルヘッダーでの連投は認めるが、投球回数は合計で 4 回以内とする。

選手不足による大会参加の特別措置について

1. 選手不足の合同チームでの大会参加について

- (1) 原則として選手数が不足している場合、中学生の部（10人以下）、小学生の部（8人以下）2チームによる合同チームでの大会への参加を認める。（全国大会、連盟主催大会、および支部予選を含む）
- (2) 合同チームは、原則として同一支部内とするが、別途大会規定の定めに従ってもよい。
- (3) 適当な相手チームがないなどの理由で合同チームが組めない選手数不足チームには、下記のルールを適用することも可能とする。
 - *母体となる選手数不足チームは、最低6名は在籍しているものとし、そのチームは他チームから選手を借り入れることが出来る、ただし、借り入れた後の当該チームの選手数は11名を超えないこととする。
 - （例：6名の場合⇒最大5名借入可能、7名の場合⇒最大4名借入可能
8名の場合⇒最大3名借入可能、9名の場合⇒最大2名借入可能）
- (4) 合同チームの組合せは、当該大会（春季全国大会、選手権大会、連盟主催大会）ごとに所属支部に届け出て、承認を得ることとする。

2. 大会参加について

- (1) 大会参加申し込みは、合同チームが関係する全てのチーム代表の承認印を必要とする。
- (2) 大会参加チームの代表（チーム責任者）と監督、コーチ、マネージャーは関係するチーム代表の協議で選任し、所属支部に登録する。
また、試合当日は関係するチーム代表（チーム責任者）が必ず選手を引率することとし、ベンチ入りしない代表（チーム責任者）もスタンド等で観戦するなど常に待機すること。
- (3) 大会参加のチーム名は関係チームで協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

3. ユニフォームなど

次の用具（帽子、ユニフォーム、アンダーシャツ、ストッキング、ヘルメット）については、特に合同チーム間で統一する必要はないが、全国大会に出場する場合はユニフォームを統一することが望ましい。

上記以外に生じる問題については、当該ブロックと支部がその都度協議して判断する。

ユニフォーム等への宣伝広告に関する取り扱い要領

1. 取り扱い

公認野球規則 3.09 の規定のとおり、競技用具には、それらの製品のため不適當かつ過度な商業的宣伝が含まれてはならないこととなっている。ただし、下記のとおり、一部の用具については、日本少年野球連盟会長の承認を得て、企業や商品の宣伝広告に類するロゴマークを貼付することができるものとする。

2. 会長承認を要しないもの

ユニフォーム等（帽子、ストッキングならびにダッグアウトに持ち込むグラウンドコートやバッグ等を含む）およびヘルメットに貼付するロゴマークのうち、会長の承認を要せず認められるものは以下のとおりとする。

- (1) 全チームに共通して認める。
 - チーム名、チーム章、都道府県名または支部名およびそれらの頭文字。
- (2) その他
 - ①アンダーシャツのネック部分への表示

チーム名、個人名、背番号の表示は認める。

②帽子への表示

チーム名、チーム名の頭文字、チーム章を正面以外に表示する場合は、後方部分1カ所とする。また、帽子の鏝（つば）部分には、一切の表示はできないものとする。

③ヘルメットへの表示

チーム名、チーム名の頭文字、チーム章、背番号、個人名の表示は認める。
ただし、背番号、個人名を表示する場合は、後方部分のみに限定する。

3. 会長の承認を要するもの

ユニフォーム等（帽子、ストッキングならびにダッグアウトに持ち込むグランドコートやバッグ等を含む）およびヘルメットについては、会長の承認を得て企業や商品等の宣伝広告に類するロゴマーク等を貼付することができる。ただし、以下に記載の事項に留意するものとする。

- (1) ユニフォームに貼付できる場所は、胸部と両袖のみとする。その大きさは「縦40mm、横120mm」を超えないものとする。また、胸部については、表示するチーム名称等（背番号を除く）も含めて「縦300mm、横450mm」を超えないものとする。
 - (2) 貼付するロゴマークは、全員が同じでなければならない。
 - *貼付場所は両袖に限る。
 - *「縦40mm、横120mm」を超えないものとする。
 - (3) 帽子に貼付できる場所は両側面とする。
 - (4) ヘルメットに貼付する場合は以下のとおりとする。
 - *チーム名等の表示は正面部分のみとする。
 - *貼付する全体の面積は48平方センチ（縦40mm、横120mm）を超えないものとする。
 - (5) プレーに支障ある内容およびデザインは認めない。
 - *光を反射させる素材によりプレーに支障があるもの。
 - *野球用ボールを形どったり、連想させるような模様。
 - *内容やデザインが相応しくないと判断したもの。
 - *その他プレーに支障があると判断したもの。
 - (6) 試合中のプレーで容易に欠落するような簡素な取り受け方法は避けること。
 - (7) 主催者の決定により（各チームスポンサーとは別に）大会等に対する協賛（冠スポンサーとは別に）記念行事等のキャンペーンとして統一ロゴマークを全チームの参加チームにつけてもらうことがある。
 - (8) 以下に関する広告表示については、連盟の自主規制の対象としている商品名等が含まれる。必ず申請前に確認すること。
 - *ギャンブルに係る商品名。
 - *アルコール飲料および煙草の商品名。
4. 上記の規定は審判のユニフォームについても適用する。
5. 不明な点や疑義がある場合は事前に連盟に照会し、必要があれば会長の承認を取り付けること。

チーム、選手の遵守事項

入部について

選手がチームを選ぶ場合は原則自由とする

移籍について

1. 選手等の移籍は自由とする。このことで問題が発生した場合は、支部長、支部担当連盟役員、ブロック長が速やかに裁定する。
移籍が決まった場合は連盟に所定の文書を提出する。
2. チーム代表は、選手から退部届が出された場合は、2週間以内に抹消届を支部経由で、連盟本部に提出すること。
3. 移籍した場合は必ず新たにスポーツ安全保険に加入する。

選手手帳の必携

1. 選手は、連盟発行の選手手帳を常に携帯すること。
2. 審査証は、原則としてチーム指導者が管理するものとする。
3. 選手手帳および審査証には、所要事項を記入の上、本人の写真を貼付する。
4. 貼付する写真は、ユニフォームを着用し、無帽とする。
5. 試合前の審査の際には、審査証を必ず審査員に明示すること。

早朝と日没後の練習

早朝と日没後の練習については代表者、指導者が過度にならないよう注意し、選手の健康管理には十分配慮すること。

中学3年生の連盟主催公式試合出場

1. 中学3年生の公式試合出場は、8月31日までとする。
2. 地域によってそれぞれ事情が異なるため、前記以後の中学3年生のみによる地区大会出場期限の認定は、各支部長にゆだねる。
3. 地域の異なった支部の中学3年生が練習試合等を行う場合、当該支部長の間で話し合いを行い、実施する。

冬季に試合を行う場合の注意事項

冬期間に試合を行う場合、指導者は選手の健康面に充分配慮すること。

練習時の安全確保と規定防具の着用義務

1. 監督、コーチ不在時の練習は厳禁する。
2. 練習前の用具の点検は徹底的に行う。
3. 練習といえども、規定防具の着用を確認し、安全対策を実施する。

女子選手について

1. 練習および試合中の事故に対して、特に注意をはらうこと。
2. 野球場においての更衣およびお手洗いに配慮すること。
3. 遠征による宿泊時の管理を十分考慮すること。
4. 体調不良時の対応に気配りすること。

安全対策事項

1. トスバッティングを行う時は、必ず両耳付ヘルメットを着用すること。
2. 球場の防球用ネットおよびスタンドに向かってのバッティング練習（トスバッティングを含む）は禁止する。

3. グラウンド内でのノック、シートノック時の補助要員（ボールキーパー）は必ず両耳付ヘルメットを着用すること。
4. 捕手が座って投球を受ける時は、必ず規定の捕手用具を着用すること。
5. 試合中、ベンチ横で1名の素振りは認める。なお、素振りをする選手およびボールボーイは必ず両耳付ヘルメットを着用すること。
6. 試合中の投球練習は2組までとする。
7. 試合中、グラウンド内のブルペンでの投球練習を行うときは、試合投手の投球動作を注視しながら、また、打者の打球等に十分注意すること。
8. 小学生の部の選手は安全対策のため、胸パッドを着用するよう心がけること。
9. 試合、練習を問わず雷雲を感じた場合は（音・稲光）直ちに中断し様子を見る。なお、遠くに発生した場合でも状況を判断して中断の処置をとる。
10. チームは安全対策として、救急箱は必ずベンチ内に持ち込むこと。また、練習時、練習試合および公式戦を問わず、AEDを必ず帯同し、いつでも使用できる状態にしておくこと。
11. 大会本部は安全対策として、AED、救急箱の設置に努めること。なお、公営球場のAEDの設置場所の確認を行っておくこと。
12. 指導者は練習、試合を問わず選手の体調を管理し、熱中症、光化学スモッグに対して十分注意を払うこと。
13. 死球および自打球による障害防止用具のレッグガード（バッティングレガース）およびエルボーガードの使用を認める。

選手への一般的注意事項

1. 攻守交代および四死球時は全力疾走。
2. 服装は正しく着用する。
3. 野手の手袋がわりのテーピングは、負傷を確認してから許可する。
4. 試合が始まったら次打者以外の選手はベンチに入り、用具類も必ず所定の場所に置く。
5. 打者がサインを見る時はバッターボックス内で見ると。必要以上にバッターボックス内から出てはならない。
6. ネクスト・バッターボックスへは必ず次打者が入り、投手が投球動作に入った時は、低い姿勢で待機する。また、ボックス内には自身が使用するバット以外持ち込んではいけない。
7. 捕手は、走者または打者で第三アウトになった時やネクスト・バッターボックスで、攻守交代となった場合、用具の着脱を控え選手らが手伝って敏速にするよう常に注意する。
8. 捕手は、投手が投球するまでキャッチャーボックス内に位置すること。
9. 攻撃に入るチームは、すみやかにベースコーチを所定の位置につかせる。監督が選手を集めて注意する場合でも、とりあえず補欠の選手を出しておき、注意が終わったあとで交代する。
10. 打者は、やたらとバッターボックス内で声を出さないこと。捕手も打者とのやりとりをしてはならない。
11. 打者および走者並びにベースコーチは、試合、練習を問わず必ず両耳付のヘルメットを着用すること。とくに、不良品の使用は厳禁する。
12. 足を上げてのスライディングは、固く禁ずる。
13. 投手は、windアップ、セットポジションを問わず、必ず投手板に触れてサインを見ること。

14. 捕手は、投球を受けたらただちに投手に返球し、みだりにキャッチャーボックスの前に出ないようにすること。
15. 塁上でプレーが行われる場合は、必ずベースの一角をあけておき、不必要なタッチをしないこと。
16. 球がまだ来ていない時のタッチのまね（空タッチ）は禁止する。
17. 走者をだましてアウトにしたり、進塁を妨げたりすることのないよう注意する。
18. 二塁走者やベースコーチなどが捕手のサインを盗んで、打者にコースや球種を伝える行為を禁止する。
19. 選手の審判ジャッジに対しての、抗議は認めない（規則上の疑義、その他の申し出については、必ず監督または問題の当事者が審判に説明を求める）。
20. 審判員や相手を問わず暴言や汚いヤジを飛ばさないこと。相手チームに対して威圧を与える行為や威嚇するような発声を禁止する。選手は常にフェアプレーの態度でプレーすること。
21. ボール回しをする時は一回りとし、最終野手は、その定位置から返球する。また、打者が打撃を継続中、塁上で走者がアウトになった場合のボール回しは禁止する。
22. 隠し球を禁止する。
23. 投手は、走者をアウトにする意志がないのに、無用のけん制球を繰り返すとか、または送球するまねを何度も繰り返す行為は試合のスピーディーな進行の妨げになるため禁止する。
24. 投手が審判からボールをもらう時や打者がバッターボックスに入る時など脱帽しなくてよい。
25. チームは必ずロージンを準備し、投手に使用するよう指導すること。雨天の際は、投手の腰ポケットに入れるよう指示する。
26. 使用したグラウンドの整備及びベンチの清掃と後始末をきちんと行うこと。
27. その他の事項は、大会規定に準ずる。

マナーアップについて

1. 攻撃側の指導者・選手は、投手が投手板に触れて投球位置についたら、投手の動揺を誘うような大きな声を発することは厳禁とする。
2. 相手のチームのエラーやボークなどを誘発するような言動を厳禁とする。
3. 攻守交代の際に、控えの選手がベンチを出て守備練習を見守る事を厳禁とする。
4. 得点した時、選手のリーダーが音頭を取り、声を揃えて手拍子する行為を厳禁とする。
5. 本塁打を打った選手をベンチから出での出迎えを厳禁とする。

熱中症とAEDについて

1. スポーツによる熱中症の予防

地球の温暖化が進む中で、年々熱中症で倒れる選手が多くなっています。熱中症というと暑い環境で起こると思われていますが、スポーツ活動中では体の筋肉から大量の熱を発生すると、寒いとされる環境でも発生するものです。実際1月などの冬でも事故が起きています。

a) 高湿度は危険

スポーツ活動による熱中症死亡事故の約4割は、実は30℃以下の状況で起きています。気温だけでなく湿度も大きな要因で、気温が高なくても湿度が高いと危険性があることを認識してください。

b) 水分+塩分の補給

夏場は30分に一度は休憩して水分を補給することを勧めますが、長時間の運動の場合は塩分も必要です。0.2%程度の塩水を飲むとよい。特に集団での活動の場合、強制的に水分補給する「強制飲水」を行うべきで、個人が好きなきに自由に飲める「自由飲水」は避けるべきです。

c) 暑さに慣れる

暑くなり始めたら一度練習の強度を落としたり、練習時間を短くしたりして徐々に暑さに慣らすことが必要です。また、運動するときは、涼しい服装にすることも配慮してください。

d) 肥満も要注意

汗をかく量や暑さへの耐性は個人差が大きい。特に注意が必要なのは肥満の人で、熱中症で亡くなった人の7割が肥満傾向であった。そのほか寝不足や疲労が溜まっていると暑さへの耐性が低く、また、運動前にしっかり食事を摂ることが肝要です。

2. 熱中症の対処法

熱中症が発生した際、まずそれがどのような症状であるかを観察します。一番に意識の状態を確認します。名前を呼ぶ、肩を軽くたたき、応答できるかを診て、呼吸の状態、顔色、体温のチェックをします。

a) 意識があり、応答できれば

- ① 身体を締めている箇所（ベルトやアンダーソックスなど）をゆるめて、頭を低くして寝かせる。
- ② 水分（スポーツドリンク）と塩分の補給をする。（ふくらはぎや腹部の筋肉のケイレンの場合に有効です）
- ③ できるだけ風の通る日陰に寝かせる。（足を高くしてマッサージする。吐き気があるときは横向きに寝かせる）
- ④ 足、首筋、脇の下、股下など太い血管、リンパ腺が走る部分を冷やして体温を下げる。（冷却は本人が寒いと訴えるまで積極的に冷やしてください）

b) 意識がない、もしくは反応が鈍い場合

飲水ができない、言語がおかしい、応答がないときは、直ぐに救急車を呼ぶ。

c) 緊急に体温を下げる方法

- ① 水や濡れタオルを体にかけて扇ぎます。
- ② あごや脇の下、足の付け根に氷やアイスバッグを当てます。
- ③ 環境が悪い場合は足を高くしてマッサージする。
「遅すぎるより、早い目に水補給」
「一口目は口をすすぎ、口内温度を下げてから飲むように
しましょう」
「水の補給は無論のこと、塩分も忘れずに」

3. A E D（自動体外式除細動器）

野球のボールやバットなどが胸に当たると、その衝撃で心臓が不規則に震えて血液が送り出せなくなる「心臓震とう」の状態となり、衝撃を受けて数秒で倒れます。そして心臓が震えだしてから1分ごとに救命率が10%ずつ下がりますので、早期に手当てしなければなりません。

人工呼吸と胸骨圧迫（心臓マッサージ）による心肺蘇生を直ぐに実施すれば、救命率の低下を防げる可能性はありますが、唯一の治療法は電気ショックで心臓の震えを止めることです。

それがA E Dで、一般の人でも使用できるようになり、器械の音声指示に従えば初めてでも操作はそれほど難しくはありません。

a) 予防

- ① 「衝撃を広い面で吸収すれば、危険を相当軽減できる」といわれており、胸に当てるパットがスポーツ各社より販売されている。
- ② 公式グラウンドや公共の施設、消防署、駅にはA E Dが設置されていることが多い。
- ③ 練習グラウンドでは付近にA E Dが設置されている所を確認しておく。
- ④ 指導者、審判員、チーム役員はA E D講習会を受講して知識を得ておく。
- ⑤ チーム内でA E D講習を受講した人、知識のある人を確認しておく。

b) グラウンドで起きたら

事故が発生したら、周りにいる人が即、119への通報とA E Dが近くにあれば至急に運ばせる指示をする。

c) 救急車が到着するまでの処置

- ① 意識があるかを確認……大きな声で呼びかけながら、肩を叩くなどして刺激を与え、反応あるかを調べる。判断がつかないときは意識なしです。
- ② 寸時に、救急車を要請する係と、A E Dを要請する係を確認する。
- ③ 気道を確保する…片手の指先をあごの先の硬い骨の上に置き、あごの先を上方に上げ、頭部を後屈させる。（咽喉の奥を広げて空気を通りやすくする）
- ④ 直ちに心肺蘇生を行う。（人工呼吸に不慣れな人は胸骨圧迫のみでもよい）
- ⑤ A E Dが到着すれば電源を入れて、ガイダンスに従って処置を行う。（呼吸があればA E Dは電気ショックを不要と判断します）
- ⑥ 救急車が到着すれば、救急隊員の指示があるまで胸骨圧迫を続ける。

d) 心肺蘇生法

- ① 人工呼吸

慣れていない人では息が漏れるなど専門的な技術を要しますので、最近では一般の人は人工呼吸を省略して胸骨圧迫のみで行うことが推奨されています。

② 胸骨圧迫

強い力で、しかも速いリズムで押すので2分くらいで交代要員が必要です。交代するときも5秒以内で素早く行わなければなりません。

・位 置……乳頭と乳頭を結ぶ線の真ん中。

(胸の硬い骨の上部分)

・方 法……圧迫位置に手の付け根を置き、もう一方の手を重ねる。上体の体重をかけて垂直に、「強く、速く、絶え間なく」圧迫する。

・リズム……1秒間で2回(1分間で100回)程度の速さで、胸骨が4～5cm程度沈む強さで押す。

監修者(大阪大学医学博士 根来 伸治)

【注】AEDには有効期限があります。AED所持チームは、その有効期限に留意して常に作動できる状態にあるか確認して下さい。

協議会等の所属に関する基準

令和3年9月1日

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下、「連盟」という。）の支部及び所属チームが各地域において他団体との共同事業・大会・グラウンド調整等の目的のために設立ないし組織される協議会、協会その他の団体（以下、「協議会等」という。）にどのように関与するかの基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

2. この基準は、連盟の支部及び所属チームのみが参加する協議会等には適用されないものとする。

(関与の基準)

3. 協議会等へは、支部担当理事又は支部長が個人として所属するものとし、他団体との二重所属になることを避けるため、支部又はチームが所属することは認められない。支部は、協議会等への協力・協賛として関与する。

(関与の方法)

4. 所属した支部担当理事及び支部長は、協議会等の行事、案件をその都度、支部に持ち帰り、その活動内容を事項ごとに支部理事会に諮って賛否を決定することとする。協議会等の会費は、支部会計より支出し、決算報告をする。

(ブロック長への届出)

5. 協議会等へ所属する場合、協議会等の資料をブロック長に提出して、これを連盟に届出るものとする。

(所属についての審議)

6. ブロック長は、協議会等の内容によっては、その所属の可否について審議をすることが出来るものとする。

(基準の改廃)

7. この基準の改廃は、連盟の理事会の決議を経て、会長がこれを行うものとする。

(施行)

8. この基準は、令和3年12月12日から施行する。

以上

審判規定

平成 24 年 1 月 29 日制定
平成 25 年 8 月 29 日改正
平成 29 年 2 月 25 日改正
平成 30 年 12 月 9 日改定

第 1 章 審判委員会

(名 称)

第 1 条 本会は公益財団法人日本少年野球連盟（以下連盟という）の組織において審判委員会と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟の主旨に則り、他の組織と密接な連携を保ち、その目的及び事業を推進するために積極的に協力する。

(業 務)

第 3 条 前条の目的を達成するために次の業務を行う。

1. 行事に関する業務
 - (1) 連盟主催大会の審判員派遣及び配置
 - (2) 合同審判講習会及び全国審判講習会の開催
 - (3) ブロック及び支部における審判講習会の指導
 - (4) マナーに関する指導。
2. 規則・ライセンスに関する業務
 - (1) 野球規則の改正に伴う指導及び伝達
 - (2) 連盟の特別規則、遵守事項、審判のマニュアルに伴う指導及び伝達
 - (3) 審判員ライセンスの審査・認定に関わる業務

(組 織)

第 4 条 審判委員会は連盟に本部を置き、各ブロック、支部を指導し審判業務を遂行する。

(役 員)

第 5 条

1. 審判委員会の構成は次のとおりとする。
役員として、連盟企画運営部長、同副部長、連盟審判委員長、同副委員長、委員として連盟審判長、連盟副審判長、ブロック審判長とする。
2. 役員は全国理事会に於いて選任される。
3. 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(連盟審判委員会の役割)

第 6 条

1. 委員会の定例開催は年 3 回とする。（春・夏の大会前日及び期間中、全国審判講習会の前日）
2. 早急な事案が生じた時は委員長が召集する。
3. 委員会で決議された事項を速やかにブロック長会及び関連部署に伝達すると共に、ブロック審判委員会に通達する。
4. 野球規則及び連盟の特別規則の改正がなされた時は、連盟審判委員会で検証の上、各ブロック・支部の審判委員会に通達する。
5. 第 3 条 1.、2 の業務遂行を中心として活動する。
6. B L-1 級指導審判員及び B L-1 級審判員のライセンス認定の講習会をライセンス認定委員会が定める手続きで開催し、適格と認めた者を連盟の会長に推薦する。また、

次項で定めるライセンス認定委員会からの推薦を審議し、適格と認めた者を連盟の会長に推薦する。

7. ライセンス認定のためのライセンス認定委員会を組織し、ライセンスの取得及び更新の手続きを定めるとともに、ブロック審判委員会からの認定講習会及び更新講習会の結果報告を審議し、適格と認めた者を連盟審判委員会に推薦する。ライセンス認定委員会の委員構成は次のとおりとする。

連盟審判委員長、同副委員長、連盟審判長、連盟審判委員会委員の中から連盟審判委員長が指名する2名以下の委員。

8. 審判に関するトラブルが生じた時は、調査して処理する。

(ブロック審判委員会の役割)

第7条

1. ブロックにおいて連盟に準じた審判委員会を組織し、運営する。
2. 連盟審判委員会より通達された事項を傘下の支部審判委員会に伝達する。
3. ブロック審判講習会を企画・立案して、傘下の審判員の技術向上に努める。
4. B L-1 級審判員及びB L-2 級審判員のライセンス認定の講習会をライセンス認定委員会で定める手続きで開催し、結果をライセンス認定委員会に報告する。
5. 連盟審判委員会の開催するB L-1 級指導審判員のライセンス認定講習会に有資格者を推薦する。
6. ブロック内で審判に関するトラブルが生じた時は、調査し処理するとともに連盟審判委員会に報告する。

(支部審判委員会)

第8条

1. 支部において連盟に準じた審判委員会を組織し、運営する。
2. 連盟及びブロック審判委員会より通達された事項を傘下の審判員に伝達する。
3. 年間3回以上の審判講習会を開催し、内1回は指導者との研修会とする。
4. チーム代表より推薦されたB L-3 級審判員の登録を確認し、管理するとともに、その技術向上に努める。
5. 支部内で審判に関するトラブルが生じた時は、調査し処理するとともにブロック審判委員会を経由して連盟審判委員会に報告する。

第2章 公認審判員

(目的)

- 第9条 連盟は、連盟及び傘下のブロック又は支部主催大会が円滑に運用され、その権威が保持されることを目的として公認審判員を置く。

(資格)

- 第10条 連盟の公認審判員は、次の級別に区分する。

1. B L-1 級指導審判員
2. B L-1 級審判員
3. B L-2 級審判員
4. B L-3 級審判員

(職務)

- 第11条 公認審判員の職務は、次のとおりとする。

1. B L-1 級指導審判員は、連盟、ブロック及び支部が主催する大会に主催者の委嘱により大会球場責任審判員になるとともに、B L-1 級審判員、B L-2 級審判員及びB L-3 級審判員の育成のための指導を行い、公認審判員の資質の向上に努める。

2. B L-1 級審判員は、連盟、ブロック及び支部が主催する大会に主催者の委嘱により大会球場責任審判員になるとともに、B L-2 級審判員及びB L-3 級審判員の育成に貢献する。
3. B L-2 級審判員は、連盟、ブロック及び支部が主催する大会に主催者の委嘱により大会球場責任審判員となる。
4. B L-3 級支部審判員は、ブロック及び支部が主催する大会に主催者の委嘱により審判員となる。

(資格条件及び認定)

第 12 条 公認審判員は、連盟の登録会員（B L-3 級審判員は支部登録会員）であって、次に定める条件に該当する者が資格を有し、審判委員会等が適格と認めた者が認定される。

1. B L-1 級指導審判員については、人格見識に優れ、以下の条件を満たすB L-1 級審判員で、ブロック長及びブロック審判長の推薦を受けて連盟主催の資格審査の審判講習会を受講し、連盟審判委員会が適格と認めた者を連盟の会長が認定する。但し、原則として連盟登録審判 4 年以上、合同審判講習会及び連盟主催の全国審判講習会の受講歴がある者。
 - (1) 連盟、ブロック及び支部が主催する大会の球場責任審判員として審判に関することを統括してその責任を果たす知識と能力を有する者。
 - (2) 野球規則に精通するとともに、十分な審判の技能を有し、B L-1 級審判員、B L-2 級審判員及びB L-3 級審判員の育成のための指導を行う能力を有する者。
2. B L-1 級審判員については、以下の条件を満たすB L-2 級審判員で、ブロック長及びブロック審判長の推薦を受けて連盟又はブロック主催の資格審査の審判講習会を受講し、連盟審判委員会が適格と認めた者を連盟の会長が認定する。但し、原則として連盟登録審判 2 年以上、合同審判講習会及び連盟主催の全国審判講習会並びにブロック審判講習会の受講歴がある者。
 - (1) 連盟、ブロック及び支部が主催する大会の球場責任審判員として審判に関することを統括してその責任を果たす知識と能力を有する者。
 - (2) 野球規則に精通するとともに、十分な審判の技能を有し、B L-2 級審判員及びB L-3 級審判員の育成に貢献する能力を有する者。
3. B L-2 級審判員については、以下の条件を満たすB L-3 級審判員で、支部長及び支部審判長の推薦を受けてブロック主催の資格審査の審判講習会を受講し、連盟審判委員会が適格と認めた者を連盟の会長が認定する。但し、原則として支部登録審判 2 年以上、ブロック及び支部審判講習会の受講歴がある者。
 - (1) 連盟、ブロック及び支部が主催する大会の球場責任審判員としてその責を果たす能力を有する者。
 - (2) 認定日現在で、年齢満18歳以上である者。
4. B L-3 級審判員については、以下の条件を満たす者で、チーム代表の推薦を受けて支部が主催する審判講習会を受講した者を支部長及び支部審判長が認定する。
 - (1) 支部が主催する大会の審判員としての能力を有する者。
 - (2) 認定日現在で、年齢満18歳以上である者
5. 他連盟に所属していた審判員に関しては、連盟審判委員会の審査を経て連盟の会長が認定する。
6. 上記の規定で、合同審判講習会又は全国審判講習会以外の審判講習会の受講歴のある者は、同等の資格を有する者とみなす。

(認定証及びワッペン)

第13条 公認審判員として認定された者は、連盟の公認審判員名簿に登録する（BL-3級審判員は支部名簿に登録する）とともに、それぞれの資格に応じた認定証及びワッペンを交付する。

(保険)

第14条 審判員はスポーツ保険に加入しなければならない。

(資格の有効期間)

第15条

1. BL-1級指導審判員、BL-1級審判員及びBL-2級審判員には定年制を実施し、70歳を超えては再任できないこととする。
2. BL-1級指導審判員、BL-1級審判員、BL-2級審判員及びBL-3級審判員の資格の有効期間は原則として2年とする。

(資格の更新及び切り替え)

第16条

1. BL-1級指導審判員、BL-1級審判員及びBL-2級審判員は、その資格の有効期間が満了するにあたり、ライセンス認定委員会の定める手続きによって更新することができる。
2. BL-1級指導審判員、BL-1級審判員及びBL-2級審判員の資格の更新は、その前の有効期間と連続しなければならない。
3. BL-3級審判員の資格は更新手続きによらず自動で継続するものとする。但し、毎年の支部審判講習会を受講するものとする。

(資格の停止)

第17条 公認審判員で適性を欠く行為のあった者については、連盟審判委員会の裁定によりその資格を停止することができることとする。

(費用)

第18条

1. 連盟公認審判員が試合に臨む場合、依頼者は平日3,000円、土・日・祝日は2,000円の交通費を支払い、さらに一試合1,000円を加算するものとする。各球場の責任審判員は、さらに一試合分を上乗せするものとする。
2. 支部登録されるBL-3級審判員は原則無償とする。
3. 全国又は合同審判講習会に参加する者は、連盟より交通費及び宿泊費用の全額又は一部が支払われる。
4. ブロック及び支部で行う審判講習会に関わる費用はブロック及び支部にて対応するものとする。
5. 審判用具類の費用は、一部支部にて補助することができる。

第3章 審判員の役職

(連盟審判長)

第19条

1. 連盟審判員の長として、審判の技術向上を図ることを第一義とする。
2. ブロック、支部の審判に関わる業務をサポートし、管理する。

(ブロック審判長)

第20条

1. 連盟審判委員会の委員となり、ブロック内審判員への指導・育成及び伝達等の任に当たる。

2. ブロック主催大会の責任審判員となり、審判に関する全般の業務を担う。
3. ブロック内の審判講習会の企画立案、指導、統括を行う。
4. ブロック内審判員のB L-1 級指導審判員及びB L-1 級審判員ライセンス取得の推薦人となる。
5. 傘下の支部審判長を統括する。

(支部審判長)

第 21 条

1. ブロック審判委員会の委員となり、支部内審判員への指導・育成及び伝達等の任に当たる。
2. 支部内のチーム主催大会の責任審判員となり、審判に関する全般の業務を担う。
3. 支部内の審判講習会の企画立案、指導、統括を行う。
4. 支部内審判員のB L-2 級審判員ライセンス取得の推薦人となる。

(BL-3 級審判員)

第 22 条

1. 新規登録チームは一年間の猶予内に、2 名以上のB L-3 級審判員を支部登録させなければならない。
2. 登録された審判員は支部審判講習会を受講後、公式試合の審判に参加できる。
3. チームの親善試合、練習試合等に積極的に参加し、野球規則の習熟及び技術の向上に努める。

(大会責任審判員)

第 23 条

1. 当該大会のルールの確認と各球場に配置する審判員の確認を行う。
2. 大会中に生じたトラブルを当該の審判委員会に報告する。

(球場責任審判員)

第 24 条

1. 当該球場で行う試合の審判割当を決める。
2. 球場の特別ルールを確認し、チームの指導者と選手、審判員に伝達する。
3. 当該球場で行われた試合に関する報告書を球場責任者に提出する。
4. 試合終了後、審判員のミーティングを行う。

(控え審判員)

第 25 条

1. 大会運営細則で定められた役割を果たさなければならない。
2. 試合中は、審判員の故障等に備え、いつでも出場できるように準備するとともに、担当審判員からの規則適用等に関する質問や相談に備え、公認野球規則等を携行して試合の進展を注視しなければならない。

(審判員の服装等)

第 26 条 審判員の服装等に関する以下については、連盟審判委員会で協議し、その結果を連盟会長に報告し、必要な手続きを経て審判規定細則に記載するものとする。

1. 試合において着用する服装
2. 試合において着用する服装の新設改廃
3. 試合において使用する用具
4. その他一切の服装等

(この規定に定めのない事項)

第 27 条 この規定に定めのない事項については、連盟審判委員会にて協議し、その結果を連盟会長に報告し、必要な手続きを経て通達等で関係部門に発信するものとする。

公益財団法人ボーイズリーグ・チーム旗基準規定

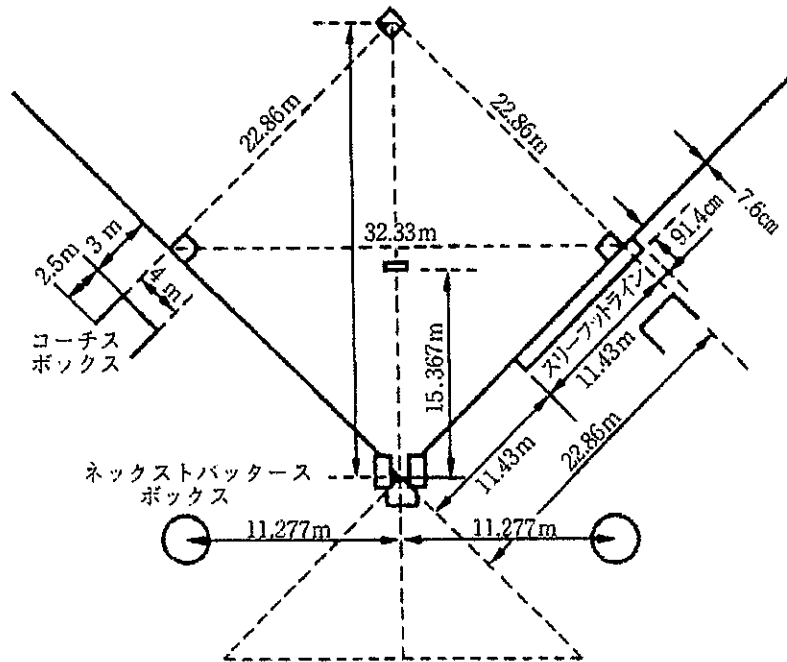
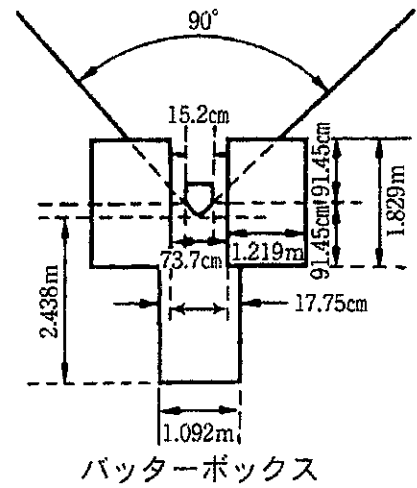
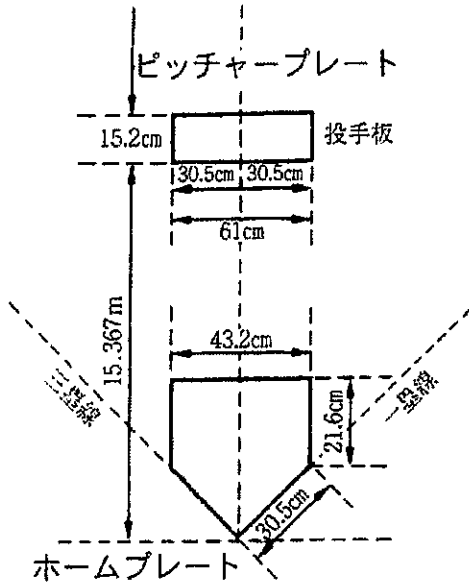
- ◇ チーム旗の大きさ 縦 1,000 mm、横 1,500 mm
- ◇ 旗棒の長さ 2 m
- ◇ チーム旗に必ず入れなければならないマーク、文字
 - (1) 「公益財団法人日本少年野球連盟」 「ロゴマーク」 大きさ直径 250 mm
 - (2) 「ボーイズリーグ」 字の大きさ 150 mmとして下記の見本通りとする。
 - (3) チーム名 (字体、大きさは随意とする)
- ◇ (1)(2)を入れる場所は、旗の上部3分の1の位置とする。
- ◇ 旗の下3分の2の場所は各々チームで考案して随意にしてください。
(チーム名は忘れずに)
- ◇ 色は随意とするが、あまり派手にならないようにし「公益財団法人日本少年野球連盟」 「ボーイズリーグ」の文字は何色でも良いが1色とすること。
- ◇ 旗生地は随意とするが刺繍、飾房は禁止。



野球競技場区画線 (グラウンド・ライン)

小学生の部

共通



スポーツ安全保険

※制度の概要は（公財）スポーツ安全協会のホームページをご覧ください

平成20年3月制定

公益財団法人日本少年野球連盟に加入する場合は必ず「スポーツ安全保険」に加入しなければならない。もし加入していない場合は連盟の選手手帳は交付されないし、選手手帳なしでは連盟の認める試合に出場することはできない。

従って各チームのチーム代表は連盟に選手登録を提出する場合、その選手が「スポーツ安全保険」に入っているかどうかを確認し、捺印の上送付すること。チーム代表の捺印がない場合、選手登録は受け付けられない。

なお、移籍の場合は必ずスポーツ安全保険に再加入すること。

また万が一の負傷、事故に備えてチーム代表、指導者（監督、コーチ）も選手と同様にこの保険に加入することを義務付ける。

この保険は公益財団法人スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行ったチームの選手を被保険者として東京海上日動火災保険㈱を幹事社とする損害保険会社（10社）との間に「傷害保険」「賠償責任保険」を一括するもので、これに「共済見舞金制度」が組み合わされている。

この保険の対象となる事故の範囲は、①被保険者の所属する「団体の管理下」における団体活動中の事故 ②所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故、の2点で、学校管理下における活動中の事故は含まれない。

保険期間は毎年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで。4月1日以降の申し込みは、掛金の領収印の日付又は加入依頼書及び団体員名簿を同封した封筒に押捺された郵便局の消印日のいずれか遅い日の翌日の午前0時より有効。終期は上記と同様、3月31日午後12時。

2024年度（保険期間：2024年4月1日～）の加入受付をホームページ上で2月13日より開始しております。2023年度より、インターネット加入のみでの受付となります。「スポあんネット」。加入の問い合わせ（新規・追加）と事故の問い合わせは次項のとおり。

【お問い合わせ】

加入に関する事(スポーツ安全保険)

・お問い合わせ先(固定電話からのご照会)

TEL:0570-087109

※通話料一部ご負担での通話が可能です。

・お問い合わせ先(携帯電話・PHS・IP電話からのご照会)

TEL:03-5510-0033

公益財団法人スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階

●事故の問い合わせ先

保険の事故通知・保険金請求先一覧

	都道府県	事故時の連絡先 平日 9:00~17:00
北海道	北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-027 011(271)7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西 3-7
東北	青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-037 022(225)6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央 2-8-16
関東甲信越	茨城 東京 栃木 神奈川 群馬 新潟 埼玉 山梨 千葉 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-047 03(6632)0479 〒105-8551 東京都港区西新橋 3-9-4
東海	岐阜 三重 愛知	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-057 052(201)9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内 2-20-19
	静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-059 054(254)4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町 17-1
北陸・近畿	富山 大阪 石川 兵庫 福井 奈良 滋賀 和歌山 京都	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-067 06(6203)0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋 3-5-12
中国・四国	鳥取 徳島 島根 香川 岡山 愛媛 広島 高知 山口	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-085 082(511)9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀 3-33
九州	福岡 大分 佐賀 宮崎 長崎 鹿児島 熊本 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル 0120-789-095 092(281)8375 〒812-8705 福岡市博多区網場町 3-3

これとは別に自チームでグラウンドなどを持っているところは、施設の安全性の維持・管理不備が原因で発生した事故に備えて「施設賠償責任保険」への加入を考慮すること。

